

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県水戸市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容 ※	「地方税法(昭和25年法律第226号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を個人住民税の賦課、収納、滞納に関する事務において取り扱う。 ①地方税法に基づき、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料により、個人住民税を賦課決定する。 ②住民からの申請に基づき、課税証明書等を発行する。 ③納付された個人住民税の収納情報の管理を行う。 ④納期限までに納付されない個人住民税の滞納整理を行うための滞納情報の管理を行う。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	住民税賦課機能 課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（収納管理システム、滞納整理システム、確定申告受付システム、証明書コンビニ交付システム）

システム2

①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	①賦課管理機能 賦課した市税の調定管理を行う。 ②収納管理機能 納付された市税の消込処理を行い収入管理を行う。 ③還付・充当・督促・催告機能 未過納の抽出を行い、過納者に還付・充当処理，未納者に督促・催告処理を行う。 ④納付書及び納税証明発行機能 納付書の再発行及び納税証明書の発行を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ） ☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

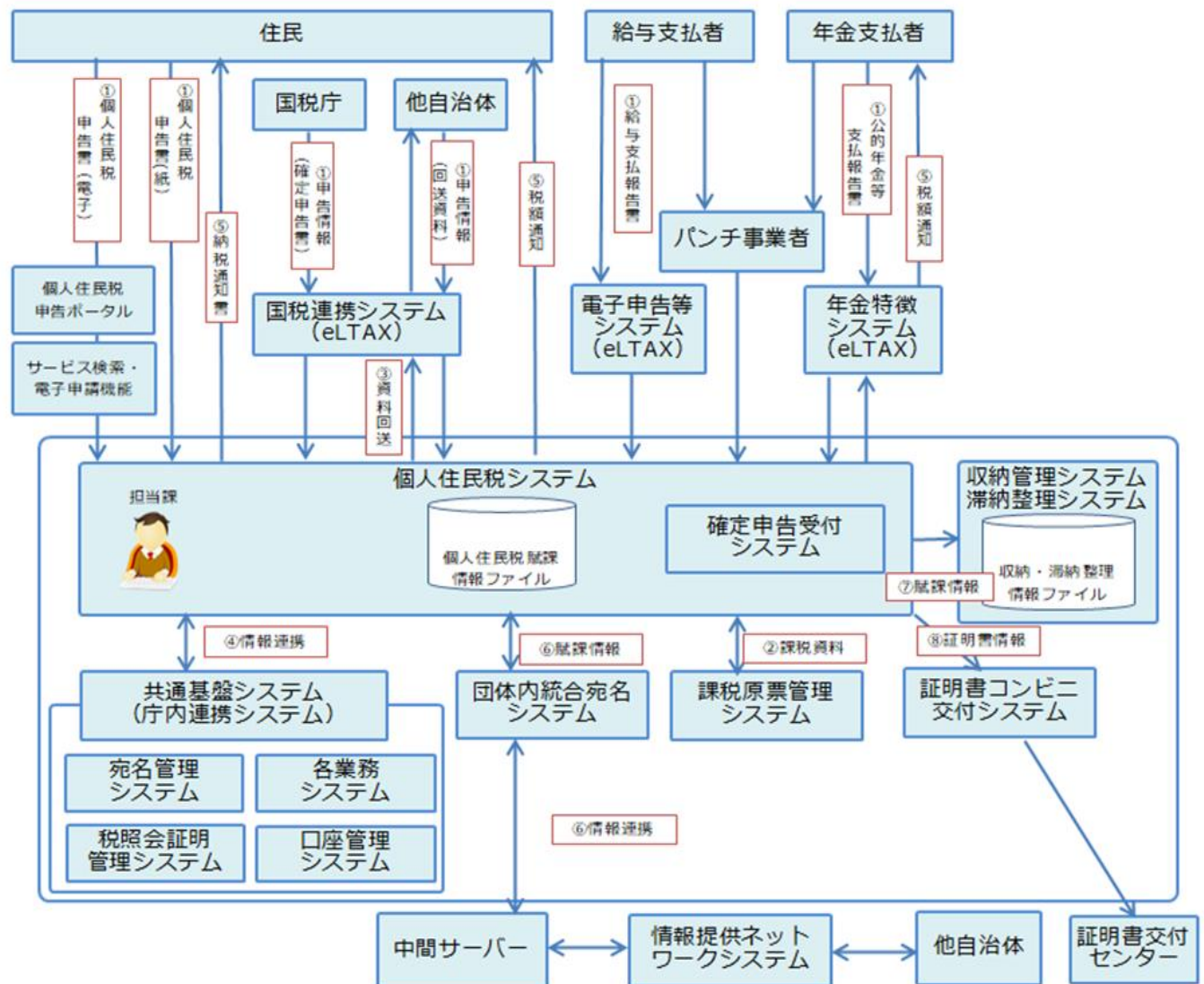
システム3	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	①未納情報名寄機能 各市税の未納情報を名寄せし管理を行う。 ②滞納情報分析機能 滞納整理方針決定のための分析資料として、未納情報の集計処理を行う。 ③催告管理機能 滞納整理方針に基づき催告に必要な調査情報の管理を行う。 ④分納管理機能 納付相談や必要に応じた分納計画の作成を行う。 ⑤滞納処分機能 交付要求や差押などの滞納処分を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	①宛名照会機能 住登外者、共有者、事業所情報の照会を行う。 ②住登外管理機能 住登外者の宛名情報を作成し宛番号の付番、管理を行う。 ③管理人管理機能 納税管理人等の情報の作成、管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	税照会証明管理システム
②システムの機能	①税照会証明管理機能 税の各種証明書の発行を行う。 ②証明書発行履歴管理機能 各種証明書の発行履歴の管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6	
①システムの名称	共通基盤システム(市内連携システム)
②システムの機能	①統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する。 ②共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (各業務システム)

システム10	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	①国税連携データ管理機能 国税庁から送信された国税連携データや法定調書データの検索、詳細表示、印刷、データのダウンロードを行う。 ②団体間回送機能 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データで送信する。 ③扶養是正情報等のデータ送信機能 扶養是正情報等データを国税庁へ送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ eLTAX(地方税ポータルシステム) ）
システム11	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	①利用データ審査管理機能 eLTAX利用者から届出があった情報の審査、管理を行う。 ②申告データ審査管理機能 給与・公的年金等支払者から提出された申告データの審査、管理を行う。 ③申告データ連携機能 申告データをCSVファイルとして出力し、課税資料データとして使用する。 ④特別徴収税額通知送信機能 特別徴収義務者へ特別徴収税額通知データを送信する。 ⑤公的年金特別徴収機能 年金保険者と公的年金等に係る特別徴収関係情報の送受信を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ eLTAX(地方税ポータルシステム) ）
システム12	
①システムの名称	確定申告受付システム
②システムの機能	①申告書作成機能 申告受付事務に必要な住民情報データを活用し、住民からの申告内容(収入・所得、控除金額および扶養情報等)を入力することで、確定申告書、住民税申告書の申告情報を登録する。 ②住民税課税用データ作成機能 申告情報など各種資料の合算を行い、住民税課税用データを作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム13	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	①デジタルイメージ化機能 課税資料や電子申告データをデジタルイメージ化し、基幹税務システムと連動させる。 ②画像データ管理機能 デジタルイメージ化した画像データの管理、検索、出力を行う。 ③課税資料印刷機能 他市に回送する課税資料の一括印刷を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）
システム14	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	①既存業務システム連携機能 ・LGWANを通じて個人住民税システムからデータを受信し、市県民税課税証明書に記載する情報を更新する。 ②証明書発行 ・証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、課税証明書データを作成し、送付する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（証明書交付センター）
システム15	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（サービス検索・電子申請機能）
システム16	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（個人住民税申告ポータル）
3. 特定個人情報ファイル名	
1.個人住民税賦課情報ファイル 2.収納・滞納整理ファイル	

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)個人住民税賦課情報ファイル 住民税の適正な賦課徴収業務の実現のために、個人住民税賦課情報を把握する必要がある。 (2)収納・滞納整理情報ファイル 個人住民税の収納滞納状況を適正に管理するために、収納・滞納整理情報を把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	・これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 ・効率的な名寄せや突合により正確に所得情報等が把握でき税負担の公平化が実現される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲) 別表24の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173) (情報照会の根拠) 表48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	水戸市 財務部税務事務所市民税課, 財務部税務事務所収税課
②所属長の役職名	市民税課長, 収税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

①住民、国税庁(eLTAXによる国税連携)、給与支払者、年金支払者、他自治体(回送)から申告書等を取得し、個人住民税システムに取り込む。

紙で取得した申告情報については、パンチ事業者にパンチ作業を委託し、個人住民税システムに取り込む。

②課税資料や電子申告データを課税原票管理システムと連携させ、デジタルイメージ化し管理する。

③本市の課税対象者でない者の情報については当該自治体に回送する。

④住民税賦課にあたって必要な情報(生活保護関係情報、障害者関係情報等)について、他自治体への照会が必要である場合には中間サーバーを介して情報照会を行い、情報を取得する。

庁内への照会で入手できる場合には共通基盤経由で必要な情報を取得する。

⑤個人住民税システムにて課税処理を行い、課税額確定後、納税通知書を住民等に送付する。印字・封入封緘作業については、外部委託業者にて行う。

また、給与支払者、年金支払者に税額通知を送付する。

⑥賦課決定した住民税賦課情報を、団体内統合宛名システム経由で中間サーバーに登録する。

⑦賦課決定した住民税賦課情報を、共通基盤経由で、庁内業務システムへ移転する。

⑧個人住民税システムからデータを受信し、証明書コンビニ交付システムの情報を更新する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1) 個人住民税賦課情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	水戸市に住民票がある者、住民票はないが居住実態がある者、市外在住の被扶養者	
	その必要性	住民税の適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	①識別情報 個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ②連絡先等情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有する。 ③業務関係情報 国税関係情報: 対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有する。 地方税関係情報: 算出した住民税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有する。 医療保険関係情報: 社会保険料控除を算出するために保有する。 介護・高齢者福祉関係情報: 社会保険料控除を算出するため、年金特別徴収の可否を判断するために保有する。 障害者福祉関係情報: 非課税者の判定、障害者控除額を算出するために保有する。 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有する。 年金関係情報: 対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有する。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財務部税務事務所市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課, 収税課, 国保年金課, 介護保険課, 障害福祉課, 生活福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁, 日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (給与支払者, 年金支払者) ☐ その他 (サービス検索・電子申請機能)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (eLTAX)	
③入手の時期・頻度		■当初賦課時に入手 ・当初賦課対応時の申告情報(確定申告書, 給与支払報告書, 公的年金等支払報告書, 個人住民税申告書等)について, 1月～4月にかけて複数回入手。 ・当初賦課対応時の各種照会情報(医療保険関係情報, 障害者福祉関係情報, 生活保護・社会福祉関係情報, 介護・高齢者福祉関係情報, 雇用・労働関係情報)について, 2月～5月にかけて複数回, それ以外の月は申告時に随時入手。 ■個別的な対応に際して入手 ・当初賦課以降の新規賦課及び税額更正に関する申告時には, 申請を受けた都度, 各種申告書情報を入手。	
④入手に係る妥当性		個人住民税の賦課業務を適正に行うため, 法令等の範囲内で適宜, 申告等情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示		住民税の賦課に必要な各種情報については, 地方税法第317条の2の条文, 番号法の別表第二の第27号に規定されている。	
⑥使用目的 ※		各種申告書を受付, 個人住民税の適正な賦課を行う。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部税務事務所市民税課	
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		① 各種申告書等の受付に関する事務 申告情報(確定申告書, 給与支払報告書, 公的年金等支払報告書, 個人住民税申告書等)から住民等の所得情報, 控除額情報を把握する。 住基情報から, 申告者の個人番号, 賦課期日時点での住所, 世帯情報を把握する。 生活保護・社会福祉関係情報等から非課税, 減免, 控除を把握する。 ② 各種申告情報等から住民税の賦課, 通知に関する事務 上記で収集した各種情報に基づき, 住民等に対する住民税賦課額を決定する。 決定した住民税賦課額情報を元に税額通知書を作成し, 発送通知する。 ③ 給与所得者の異動に関する事務 特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき, 特別徴収の中止, 普通徴収への変更等を行う。 ④ 証明書発行, 更正に関する事務 課税対象者からの申請に基づき, 地方税関係情報から課税証明書を発行する。 更正の必要が生じた場合には, 地方税関係情報の税額を更新する。	
情報の突合 ※		①住基情報と申告情報, 生活保護・社会福祉関係情報等を突合して, 非課税者を確認する。 ②住基情報, 地方税関係情報を突合して, 税額通知に係るデータを作成する。	
情報の統計分析 ※		総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが, 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		所得額, 各種控除額に基づき, 個人住民税の税額を決定・更正する。	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		基幹系業務システム運用保守業務	
①委託内容		個人住民税管理システムのパッケージアプリケーションの保守、各種処理や帳票印刷等のシステム運用など必要な範囲で、特定個人情報の取扱いを委託。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
	その妥当性	システム運用保守業務の範囲が、システム上保有するファイル全体に及ぶため	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		○ 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		水戸市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 ジーシーシー	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要がある時は、あらかじめ委託先と書面により再委託する業務内容及び再委託先を確認した上で許諾している。	
	⑨再委託事項	納税通知書等の印字・製本・封入・封緘等	
委託事項2		市民税県民税当初課税データ処理業務	
①委託内容		提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)の基幹業務システムへの登録処理、画像データ化処理、パンチ委託準備処理、課税データの確認等を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	課税資料の提出があった者	
	その妥当性	課税資料に記載された個人情報を取り扱う必要があるため	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

[illegible]

委託事項4		eLTAXシステム運用管理業務	
①委託内容		地方税ポータルシステム(eLTAX)の運用管理の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXにより課税資料の送付のあった者	
	その妥当性	eLTAXの運用管理であり, eLTAXの対象者の情報のみ取り扱う可能性があるため	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		水戸市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要がある時は, あらかじめ委託先と書面により再委託する業務内容及び再委託先を確認した上で許諾している。	
	⑨再委託事項	eLTAXの運用・保守	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている (72) 件 [○] 移転を行っている (25) 件 [] 行っていない	
提供先1		番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令, 番号法9条別表	
②提供先における用途		番号法第19条第8号に基づく主務省令別表に定める事務	
③提供する情報		番号法第19条第8号に基づく主務省令別表における住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		番号法第19条第8号に基づく主務省令別表における住民税関係情報に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会のあった都度	

移転先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令別表に定める事務の所管課等(別紙2参照)	
①法令上の根拠	別紙2移転先一覧に記載	
②移転先における用途	別紙2移転先一覧に記載	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先2	福祉部障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条第3項別表第1の1の項	
②移転先における用途	水戸市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する要項に基づく用具の給付の審査に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先3	保健医療部国保年金課
①法令上の根拠	番号利用条例第3条第3項別表第1の2の項
②移転先における用途	水戸市医療福祉費支給に関する条例に基づく医療福祉費の支給の審査に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先4	福祉部生活福祉課
①法令上の根拠	番号利用条例第3条第3項別表第1の3の項
②移転先における用途	生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の実施に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜水戸市における措置＞ ①サーバは、データセンターに設置しており、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退出管理(※)を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管している。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバ室への入退室するものが権限を有することをICカードと生体認証で確認し管理を行っている。 ②紙媒体については、鍵のかかるロッカー又は倉庫にて保管している。委託先においても同様とする。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td></tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	地方税法に基づき、保存年限を7年保管と定めているため											

③消去方法	＜水戸市における措置＞ ①保存年限を経過した申告書、帳票等の紙媒体については、適宜外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 ②電子記録媒体は、粉碎処理、電磁気破壊、専用ソフト等によるデータ消去を行った上で廃棄する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は水戸市からの操作によって実施される。水戸市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、水戸市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、データを自治体システムに移行した後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。
7. 備考 —	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

ファイル名 個人住民税賦課情報ファイル

No	項目名
1	自治体コード
2	賦課年度
3	宛名番号
4	徴収区分
5	履歴No
6	課税番号・指定番号
7	生年月日
8	性別
9	受給者番号
10	非課税区分
11	徴収開始・終了期(月)
12	更正開始期(月)
13	異動区分
14	異動事由
15	異動処理日
16	併徴該当区分
17	営業所得
18	農業所得
19	その他事業所得
20	不動産所得
21	利子所得
22	配当所得
23	私募証券外貨建以外
24	私募証券外貨建
25	信託配当所得
26	給与収入
27	専従給与収入
28	給与所得
29	年金収入
30	雑所得
31	(総合課税)短期譲渡所得
32	(総合課税)長期譲渡所得
33	一時所得
34	一時所得特別控除額
35	(総合課税)退職所得
36	特定支出控除
37	所得金額調整控除額
38	総合分所得合計
39	変動当年所得
40	変動前年所得
41	変動前々年所得
42	臨時所得

No	項目名
43	(分離課税)退職所得
44	肉用牛免税所得
45	肉用牛免税対象外売却額
46	土地等の事業雑所得
47	短期譲渡所得(一般)
48	短期譲渡所得(軽減)
49	短期譲渡特別控除額
50	短期譲渡特別控除額(一般)
51	短期譲渡特別控除額(軽減)
52	長期譲渡所得(一般)
53	長期譲渡所得(特定)
54	長期譲渡所得(軽課)
55	分離譲渡特定損失
56	繰越損失居住用財産
57	長期譲渡特別控除額
58	長期譲渡特別控除額(一般)
59	長期譲渡特別控除額(特定)
60	長期譲渡特別控除額(軽課)
61	一般株式等譲渡所得
62	上場株式等譲渡所得
63	上場株式等の配当等所得
64	先物取引所得
65	山林所得
66	山林特別控除額
67	合計所得金額
68	繰越損失
69	純損失
70	繰越損失株式等譲渡
71	繰越株式等(配当分)
72	繰越損失先物取引
73	繰損特定投資
74	老年者
75	寡婦
76	寡婦特別
77	寡夫
78	ひとり親
79	勤労学生
80	控除対象配偶者
81	老人控除対象配偶者
82	同一生計配偶者
83	同居老親等扶養親族数
84	老人扶養親族数

No	項目名
85	特定扶養親族数
86	一般扶養者数
87	年少扶養控除
88	同居特別障害者数
89	扶養特別障害者数
90	扶養親族中の普通障害者数
91	雑損控除
92	医療費支払額
93	スイッチOTC支払額
94	医療費控除
95	社会保険料控除
96	小規模企業共済掛金控除
97	住民税・寄附金控除
98	生命保険・個人年金支払額
99	生命保険・住民税控除額
100	地震保険支払額
101	地震保険・旧長期支払額
102	地震保険・住民税控除額
103	控除対象配偶者の控除額
104	配偶者所得
105	配偶者特別控除
106	特定扶養分控除額
107	同居老人扶養控除額
108	老人扶養控除額
109	一般扶養分控除額
110	同居特別障害者にかかる控除額
111	(扶養)特別障害者にかかる控除額
112	(扶養)普通障害者にかかる控除額
113	(本人)障害(特障)にかかる控除額
114	(本人)障害(普障)にかかる控除額
115	(本人)老年者にかかる控除額
116	(本人)寡婦にかかる控除額
117	(本人)寡婦特別にかかる控除額
118	(本人)寡夫にかかる控除額
119	(本人)ひとり親控除額
120	(本人)勤労学生控除
121	基礎控除額
122	控除額合計
123	(税額控除)災害減免額
124	(税額控除)外国税額控除

No	項目名
125	政党寄附金控除
126	夫有区分
127	未成年
128	生活保護
129	租税条約
130	確定申告書区分
131	均等割区分
132	家屋敷区分
133	専従青白区分
134	専従配偶者
135	配偶者以外の事業専従者の人数
136	専従者控除額
137	配当割額控除
138	株式等譲渡所得割額控除
139	住宅借入金控除可能額
140	調整控除額(市)※平成19年度改正対応
141	調整控除額(県)※平成19年度改正対応
142	税額控除_配当控除(市)
143	税額控除_配当控除(県)
144	住宅借入金控除(市)
145	住宅借入金控除(県)
146	寄附金税額控除(市)
147	寄附金税額控除(県)
148	税額控除_外国税額控除(市)
149	税額控除_外国税額控除(県)
150	税額調整(市)
151	税額調整(県)
152	税源移譲に伴う減額措置(市)
153	税源移譲に伴う減額措置(県)
154	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(市)
155	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(県)
156	配当割・株式所得割控除不足額
157	所得割額(市)
158	均等割額(市)
159	所得割額(県)
160	均等割額(県)
161	年税額
162	還付額
163	充当額

ファイル名	確定申告書印刷ファイル
-------	-------------

No	項目名
1	自治体コード
2	処理年度
3	申告者宛名番号
4	納税者番号
5	営業収入金額
6	営業経費
7	営業専従控除額
8	営業源泉徴収税額
9	営業所得金額
10	農業収入金額
11	農業経費
12	農業専従控除額
13	農業所得金額
14	不動産収入金額
15	不動産必要経費
16	不動産専従控除額
17	不動産源泉徴収税額
18	不動産所得金額
19	利子収入金額
20	利子源泉徴収税額
21	利子所得金額
22	配当収入金額
23	配当必要経費
24	配当源泉徴収税額
25	配当所得金額
26	給与収入金額
27	専従給与収入金額
28	給与源泉徴収税額
29	給与所得金額
30	公的年金収入金額
31	公的年金源泉徴収税額
32	公的年金所得金額
33	業務雑収入金額
34	業務雑必要経費
35	業務雑源泉徴収税額
36	業務雑所得金額
37	雑(公的年金・業務雑以外)収入金額
38	雑(公的年金・業務雑以外)必要経費
39	雑(公的年金・業務雑以外)源泉徴収税額
40	雑(公的年金・業務雑以外)所得金額

No	項目名
41	雑所得金額
42	譲渡(総合短期)収入金額
43	譲渡(総合短期)必要経費
44	譲渡(総合短期)差引所得金額
45	譲渡(総合短期)特別控除額
46	譲渡(総合短期)所得金額
47	譲渡(総合長期)収入金額
48	譲渡(総合長期)必要経費
49	譲渡(総合長期)差引所得金額
50	譲渡(総合長期)特別控除額
51	譲渡(総合長期)所得金額
52	一時収入金額
53	一時必要経費
54	一時差引所得金額
55	一時特別控除額
56	一時所得金額
57	退職所得(申告不要分)
58	総合分所得金額
59	譲渡(分離短期一般)収入金額
60	譲渡(分離短期一般)必要経費
61	譲渡(分離短期一般)特別控除
62	譲渡(分離短期一般)所得金額
63	譲渡(分離短期軽減)収入金額
64	譲渡(分離短期軽減)必要経費
65	譲渡(分離短期軽減)特別控除
66	譲渡(分離短期軽減)所得金額
67	譲渡(分離短期内損通後)所得金額
68	譲渡(分離長期一般)収入金額
69	譲渡(分離長期一般)必要経費
70	譲渡(分離長期一般)特別控除
71	譲渡(分離長期一般)所得金額
72	譲渡(分離長期特定)収入金額
73	譲渡(分離長期特定)必要経費
74	譲渡(分離長期特定)特別控除
75	譲渡(分離長期特定)所得金額
76	譲渡(分離長期軽減)収入金額
77	譲渡(分離長期軽減)必要経費
78	譲渡(分離長期軽減)特別控除
79	譲渡(分離長期軽減)所得金額
80	譲渡(分離長期内損通後)所得金額

No	項目名
81	株譲渡(一般等)収入金額
82	株譲渡(一般等)必要経費
83	株譲渡(一般等)差引所得金額
84	株譲渡(一般等)特別控除
85	株譲渡(一般等)所得金額
86	株譲渡(上場分)収入金額
87	株譲渡(上場分)必要経費
88	株譲渡(上場分)差引所得金額
89	株譲渡(上場分)特別控除
90	株譲渡(上場分)源泉徴収税額
91	株譲渡(上場分)所得金額
92	株式配当収入金額
93	株式配当必要経費
94	株式配当特別控除
95	株式配当所得金額
96	株譲渡(株譲渡内損通後)所得金額
97	先物取引収入金額
98	先物取引必要経費
99	先物取引特別控除
100	先物取引所得金額
101	山林収入金額
102	山林必要経費
103	山林専従控除
104	山林所得金額
105	分離退職収入金額
106	分離退職必要経費
107	分離退職源泉徴収税額
108	分離退職所得金額
109	分離退職勤続年数
110	分離退職退職理由
111	所得種類
112	所得種目
113	支払先住所
114	支払先氏名(事業所名等)
115	特例適用条文
116	雑損控除: 損害年月日
117	雑損控除: 損害を受けた資産の種類
118	雑損控除: 損害金額
119	雑損控除: 補てん金額
120	雑損控除: 災害関連支出の金額

No	項目名
121	雑損控除額
122	医療費控除: 医療を受けた人
123	医療費控除: 医療を受けた人の続柄
124	医療費控除: 病院・薬局等の所在地・名称
125	医療費控除: 支払医療費
126	医療費控除: 補てん金額
127	医療費控除: 差引負担額
128	医療費控除額
129	医療費控除の特例適用区分
130	社会保険料控除: 種類
131	社会保険料控除額
132	小規模企業共済控除: 種類
133	小規模企業共済等掛金控除額
134	生命保険料控除: 保険金受取人の氏名
135	生命保険料控除: 受取人の続柄
136	生命保険料控除: 生命保険種類
137	生命保険料控除: 保険会社名
138	生命保険料控除: 支払保険料
139	生命保険料控除: 支払保険料計(旧一般)
140	生命保険料控除: 支払保険料計(旧個人)
141	生命保険料控除: 支払保険料計(新一般)
142	生命保険料控除: 支払保険料計(新個人)
143	生命保険料控除: 支払保険料計(介護医療)
144	地震保険料控除(旧長期): 支払保険料
145	地震保険料控除(旧長期): 支払保険料計
146	地震保険料控除(地震): 支払保険料
147	地震保険料控除(地震): 支払保険料計
148	寄附金控除(特定): 寄附先の所在地・名称
149	寄附金控除(特定): 寄附金額
150	寄附金控除額
151	寡婦・ひとり親控除: 控除区分
152	寡婦・ひとり親控除: 寡婦原因
153	寡婦・ひとり親控除額
154	勤労学生控除: 学校名
155	勤労学生控除: 控除区分
156	年調以外かつ専修学校等
157	勤労学生控除額
158	障害者控除該当者氏名
159	障害者控除額計
160	配偶者控除該当者氏名

No	項目名
161	配偶者控除該当者生年月日
162	配偶者控除額
163	配偶者特別控除額
164	配偶者合計所得金額
165	扶養控除該当者氏名
166	扶養控除額該当者生年月日
167	扶養控除額該当者続柄
168	扶養控除国外年調
169	扶養控除調整該当
170	扶養控除額計
171	事業専従者氏名
172	事業専従者生年月日
173	事業専従者続柄
174	事業専従者事業専従月数
175	事業専従者仕事内容
176	住民税・事業税: 16歳未満扶養親族氏名
177	住民税・事業税: 16歳未満扶養親族続柄
178	住民税・事業税: 16歳未満扶養親族生年月日
179	住民税・事業税: 16歳未満扶養親族住所
180	住民税・事業税: 配当所得特例
181	住民税・事業税: 非居住者特例
182	住民税・事業税: 配当割額控除額
183	住民税・事業税: 株式譲渡所得割額控除額
184	住民税・事業税: 寄附金税額控除(都道府県／市区町村)
185	住民税・事業税: 寄附金税額控除(日赤)
186	住民税・事業税: 寄附金税額控除(条例都道府県)
187	住民税・事業税: 寄附金税額控除(条例市区町村)
188	住民税・事業税: 徴収方法
189	住民税・事業税: 別居氏名
190	住民税・事業税: 別居住所
191	住民税・事業税: 専従者氏名
192	住民税・事業税: 専従者住所
193	住民税・事業税: 非課税所得番号
194	住民税・事業税: 非課税所得所得金額
195	住民税・事業税: 不動産所得
196	住民税・事業税: 特別控除額
197	住民税・事業税: 譲渡損失
198	住民税・事業税: 開始廃止コード
199	住民税・事業税: 開始廃止年月
200	住民税・事業税: 譲渡損失他フラグ

ファイル名	収支内訳書印刷ファイル
-------	-------------

No	項目名
＜一般＞	
1	収入:売上金額
2	収入:家事消費
3	収入:その他の収入
4	収入:計
5	売上原価:期首棚卸額
6	売上原価:仕入金額
7	売上原価:小計
8	売上原価:期末棚卸額
9	売上原価:差引原価
10	差引金額
11	主経費:給与賃金
12	主経費:外注工賃
13	主経費:減価償却費
14	主経費:貸倒金
15	主経費:地代家賃
16	主経費:利子割引料
17	その他の経費:租税公課
18	その他の経費:荷造運賃
19	その他の経費:水道光熱費
20	その他の経費:旅費交通費
21	その他の経費:通信費
22	その他の経費:広告宣伝費
23	その他の経費:接待交際費
24	その他の経費:地震保険料
25	その他の経費:修繕費
26	その他の経費:消耗品費
27	その他の経費:福利厚生費
28	その他の経費:入力分
29	その他の経費:入力金額
30	その他の経費:雑費
31	その他の経費:小計
32	主経費:経費計
33	売上の明細:売上先名
34	売上の明細:所在地
35	売上の明細:売上金額
36	売上の明細:上記以外の売上先の計
37	売上の明細:計
38	仕入の明細:仕入先名
39	仕入の明細:所在地
40	仕入の明細:仕入金額

No	項目名
41	仕入の明細:上記以外の売上先の計
42	仕入の明細:計
＜農業＞	
43	収入:販売金額
44	収入:家事消費金額
45	収入:雑収入金額
46	収入:収入小計
47	収入:農産物棚卸期首
48	収入:農産物棚卸期末
49	収入:収入金額
50	主経費:雇人費
51	主経費:小作料・賃借料
52	主経費:減価償却費
53	主経費:貸倒金
54	主経費:利子割引料
55	その他の経費:租税公課
56	その他の経費:種苗費
57	その他の経費:素畜費
58	その他の経費:肥料費
59	その他の経費:飼料費
60	その他の経費:農具費
61	その他の経費:農薬衛生費
62	その他の経費:諸材料費
63	その他の経費:修繕費
64	その他の経費:動力・光熱費
65	その他の経費:作業用衣料費
66	その他の経費:農業共済掛金
67	その他の経費:運賃手数料
68	その他の経費:土地改良費
69	その他の経費:入力項目
70	その他の経費:入力金額
71	その他の経費:雑費
72	その他の経費:農産物以外棚卸高期首
73	その他の経費:農産物以外棚卸高期末
74	その他の経費:育成費
75	その他の経費:控除小計
76	主経費:控除計
77	肉用牛の特例を受ける金額
78	雇人費:氏名・住所又は作業名
79	雇人費:日数
80	雇人費:現金

No	項目名
81	雇人費: 現物
82	雇人費: 合計
83	雇人費: 源泉徴収税額
84	雇人費: その他: 人数
85	雇人費: その他: 日数
86	雇人費: その他: 現金
87	雇人費: その他: 現物
88	雇人費: その他: 合計
89	雇人費: その他: 源泉徴収税額
90	雇人費: 計: 日数
91	雇人費: 計: 現金
92	雇人費: 計: 現物
93	雇人費: 計: 合計
94	雇人費: 計: 源泉徴収税額
95	小作料: 支払先の住所
96	小作料: 支払先の氏名
97	小作料: 小作料、賃借料の別
98	小作料: 面積数量
99	小作料: 支払額
100	収入の明細: 収入品名
101	収入の明細: 作付面積
102	収入の明細: 販売金額
103	収入の明細: 家事・事業消費金額
104	収入の明細: 棚卸期首数量
105	収入の明細: 棚卸期首金額
106	収入の明細: 棚卸期末数量
107	収入の明細: 棚卸期末金額
108	収入の明細: 農産物計: 作付面積
109	収入の明細: 農産物計: 販売金額
110	収入の明細: 農産物計: 家事・事業消費金額
111	収入の明細: 農産物計: 棚卸期首金額
112	収入の明細: 農産物計: 棚卸期末金額
113	収入の明細: 農産物計: 販売金額総合計
114	収入の明細: 農産物計: 家事・事業消費金額総合計
115	収入の明細: 雑収入の内訳: 区分
116	収入の明細: 雑収入の内訳: 金額
117	収入の明細: 雑収入の内訳: 金額合計
118	育成費: 牛馬／果樹等の名称
119	育成費: 取得年月日
120	育成費: 前年繰越額
121	育成費: 種苗費作畜費

No	項目名
122	育成費: 農薬等投下費
123	育成費: 小計
124	育成費: 収入金額
125	育成費: 加算金額
126	育成費: 取得価格
127	育成費: 次年繰越額
128	育成費: 前年繰越額合計
129	育成費: 種苗費作畜費合計
130	育成費: 農薬等投下費合計
131	育成費: 小計合計
132	育成費: 収入金額合計
133	育成費: 加算金額合計
134	育成費: 取得価格合計
135	育成費: 次年繰越額合計
136	育成費: 計算方法
<不動産>	
137	収入金額: 賃借料
138	収入金額: 礼金・敷金・更新料
139	収入金額: 名義書換料・その他
140	収入金額: 収入小計
141	収入金額: 収入合計
142	主経費: 給料賃金
143	主経費: 減価償却費
144	主経費: 貸倒金
145	主経費: 地代家賃
146	主経費: 借入金利子
147	その他の経費: 租税公課
148	その他の経費: 地震保険料
149	その他の経費: 修繕費
150	その他の経費: 入力項目
151	その他の経費: 入力金額
152	その他の経費: 雑費
153	その他の経費: 小計
154	主経費: 経費計
155	土地を取得する為に要した負債の利子の額
156	収入の内訳: 貸家貸地
157	収入の内訳: 用途
158	収入の内訳: 不動産の所在地
159	収入の内訳: 賃借人の住所・氏名
160	収入の内訳: 契約期間開始年(元号コード+年)
161	収入の内訳: 契約期間開始月

No	項目名
162	収入の内訳:契約期間終了年(元号コード+年)
163	収入の内訳:契約期間終了月
164	収入の内訳:貸付面積
165	収入の内訳:月額貸付料
166	収入の内訳:年額貸付料
167	収入の内訳:礼金
168	収入の内訳:権利金
169	収入の内訳:更新料
170	収入の内訳:名義書換料その他
171	収入の内訳:補償金／敷金
172	収入の内訳:年額計
173	収入の内訳:礼／敷／更計
174	収入の内訳:名義書換料その他計
175	収入の内訳:補償金／敷金計
176	修繕費:支払先の住所
177	修繕費:氏名
178	修繕費:工事名・品名
179	修繕費:支払年(元号コード+年)
180	修繕費:支払月
181	修繕費:支払日
182	修繕費:支払金額
183	修繕費:経費算入額
184	保有状況:住宅用(建物):一戸建
185	保有状況:住宅用(建物):一戸建以外
186	保有状況:住宅用(土地):契約件数
187	保有状況:住宅用(土地):総面積
188	保有状況:住宅用以外(建物):一戸建
189	保有状況:住宅用以外(建物):一戸建以外
190	保有状況:住宅用以外(土地):契約件数
191	保有状況:住宅用以外(土地):総面積
192	保有状況:駐車場:屋根付
193	保有状況:駐車場:青空
<共通>	
194	自治体コード
195	処理年度
196	申告者宛名番号
197	納税者番号
198	現住所
199	職業
200	屋号・雅号
201	カナ氏名

No	項目名
202	電話番号
203	開始月
204	開始日
205	終了月
206	終了日
207	専従控除前の所得金額
208	専従者控除額
209	所得金額
210	給料賃金内訳:氏名
211	給料賃金内訳:年齢
212	給料賃金内訳:月数
213	給料賃金内訳:給料賃金
214	給料賃金内訳:賞与
215	給料賃金内訳:合計
216	給料賃金内訳:源泉徴収税額
217	給料賃金内訳:その他:人数
218	給料賃金内訳:計:従事月数
219	事業専従者:氏名
220	事業専従者:続柄
221	事業専従者:従事月数
222	報酬・料金の内訳:支払先の住所・氏名
223	報酬・料金の内訳:報酬等の金額
224	報酬・料金の内訳:必要経費算入額
225	報酬・料金の内訳:源泉徴収税額
226	地代家賃内訳:住所
227	地代家賃内訳:氏名
228	地代家賃内訳:賃借物件
229	地代家賃内訳:権利金等
230	地代家賃内訳:賃借料
231	地代家賃内訳:必要経費算入額
232	利子割引料内訳:支払先の住所・氏名
233	利子割引料内訳:期末現在の借入金等の金額
234	利子割引料内訳:本年中の利子割引料
235	利子割引料内訳:必要経費算入額
236	本年中における特殊事情

ファイル名	住宅借入金等計算明細印刷ファイル
-------	------------------

No	項目名
1	自治体コード
2	申告者宛名番号
3	住宅借入金等の年末残高合計
4	住宅借入金等特別控除額
5	居住開始年月日(家屋分)
6	居住開始年月日(土地分)
7	居住開始年月日(増改築分)
8	取得対価の額(家屋分)
9	取得対価の額(土地分)
10	増改築等の費用の額
11	家屋の総床面積
12	土地の総面積
13	居住用部分の面積(家屋分)
14	居住用部分の面積(土地分)
15	居住用部分の面積(増改築分)
16	共有持分_分子(家屋分)
17	共有持分_分母(家屋分)
18	共有持分_分子(土地分)
19	共有持分_分母(土地分)
20	共有持分_分子(増改築分)
21	共有持分_分母(増改築分)
22	持分に係る取得対価の額(家屋分)
23	持分に係る取得対価の額(土地分)
24	持分に係る取得対価の額(家屋+土地)
25	持分に係る取得対価の額(増改築分)
26	負担割合(家屋分)
27	負担割合(土地分)
28	負担割合(家屋+土地)
29	負担割合(増改築分)
30	住宅借入金等の年末残高(家屋分)
31	住宅借入金等の年末残高(土地分)
32	住宅借入金等の年末残高(家屋+土地)
33	住宅借入金等の年末残高(増改築分)
34	いずれか少ない方(家屋分)
35	いずれか少ない方(土地分)
36	いずれか少ない方(家屋+土地)
37	いずれか少ない方(増改築分)
38	居住用割合(家屋分)
39	居住用割合(土地分)
40	居住用割合(家屋+土地)

No	項目名
41	居住用割合(増改築分)
42	居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(家屋分)
43	居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(土地分)
44	居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(増改築分)
45	住宅借入金等の年末残高の合計額
46	19年税法改正対応:控除期間判定
47	項番7の選択項目
48	特定取得フラグ
49	10%の消費税額
50	補助金等控除前の取得対価の額(家屋分)
51	補助金等控除前の取得対価の額(土地分)
52	補助金等控除前の取得対価の額(増改築分)
53	交付を受ける補助金等の額(家屋分)
54	交付を受ける補助金等の額(土地分)
55	交付を受ける補助金等の額(増改築分)
56	交付を受ける補助金等の額(家屋分)
57	交付を受ける補助金等の額(土地分)
58	交付を受ける補助金等の額(増改築分)
59	贈与の特例を受けた金額(家屋分)
60	贈与の特例を受けた金額(土地分)
61	贈与の特例を受けた金額(合計)
62	贈与の特例を受けた金額(増改築分)
75	共有者人数
76	共有者_宛名番号
77	共有者_氏名
78	住宅_家屋共有持分_申告者_分子
79	住宅_家屋共有持分_申告者_分母
80	住宅_家屋共有持分_共有者_分子
81	住宅_家屋共有持分_共有者_分母
82	住宅_申告者_家屋に係る金額
83	住宅_共有者_家屋に係る金額
84	住宅_土地共有持分_申告者_分子
85	住宅_土地共有持分_申告者_分母
86	住宅_土地共有持分_共有者_分子
87	住宅_土地共有持分_共有者_分母
88	住宅_申告者_土地に係る金額
89	住宅_共有者_土地に係る金額
90	住宅_申告者_自己資金
91	住宅_共有者_自己資金
92	住宅_申告者_単独債務

構成情報	識別情報
------	------

No	項目名
1	個人番号
2	宛名番号

構成情報	連絡先等情報
------	--------

No	項目名
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 収納・滞納整理情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税賦課情報ファイルが作成された者のうち課税された者	
その必要性	個人住民税の収納滞納状況を適正に管理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	①識別情報 個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ②連絡先等情報 納税義務者の収納及び滞納関係の基礎情報として管理するために保有する。 ③業務関係情報 地方税関係情報は、個人住民税の徴収及び滞納整理事務を行うために保有する。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財務部税務事務所収税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	収納・滞納整理事務で納税者の特定個人情報が必要な都度	
④入手に係る妥当性	個人住民税の収納滞納状況を適正に管理するため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	本人から入手した情報については、その利用目的を本人へ明示する。また、特定個人情報の提供の求めが可能な事務及び情報について、番号法に明示されている。	
⑥使用目的 ※	個人の情報を的確に把握し、正確な個人住民税の徴収及び滞納整理事務を行うため	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部税務事務所収税課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	①収納事務 賦課した税額に基づき徴収した収納管理、還付・充当、督促などの収納事務を行う。 ②滞納整理事務 滞納者への催告、延滞金の計算を行うなどの滞納整理事務を行う。 滞納者の財産調査を行うなどの滞納処分事務を行う。	
	情報の突合 ※	必要に応じ、個人住民税賦課情報ファイルにて保有する情報と突合を行う。
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	督促、滞納処分、還付、充当等
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	基幹系業務システム運用保守業務	
①委託内容	システムのパッケージアプリケーションの保守、各種処理や帳票印刷等のシステム運用など必要な範囲で、特定個人情報の取扱いを委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
その妥当性	保守業務の範囲は、業務システムに関するソフトウェアおよびハードウェア全体にわたり、システム上保有するすべてのファイルを取り扱う可能性があるため	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	水戸市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	提供を行っている () 件 移転を行っている () 件 行っていない	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜水戸市における措置＞ ①サーバは、データセンターに設置しており、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退出管理(※)を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管している。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバ室への入退室するものが権限を有することをICカードと生体認証で確認し管理を行っている。 ②紙媒体については、鍵のかかるロッカー又は倉庫にて保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間 [20年以上]	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	市税の徴収権は5年間行使しない場合に時効により消滅するが、時効の中断又は停止により時効の完成が5年を超える可能性があるため
③消去方法		＜水戸市における措置＞ ①保存年限を経過した申告書、帳票等の紙媒体については、適宜外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 ②電子記録媒体は、粉碎処理、電磁気破壊、専用ソフト等によるデータ消去を行った上で廃棄する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は水戸市からの操作によって実施される。水戸市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがたって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、水戸市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

ファイル名 収納管理ファイル

No	項目名
1	納税義務者_宛名番号
2	納付書宛先_宛名番号
3	固定所有者_宛名番号
4	自治体コード
5	調定年度
6	賦課年度
7	科目コード
8	通知書番号
9	年税額
10	年税按分額
11	法定納期限等
12	法人宛名番号
13	事業年度
14	事業年度開始日
15	事業年度終了日
16	調定年月日
17	申告区分
18	本来調定年月日
19	法定納期限
20	指定納期限
21	延長納期限
22	申告受付日
23	当初申告受付日
24	更正決定通知日(市町村)
25	更正決定通知日(国)
26	延滞金除算期間開始日
27	延滞金除算期間終了日
28	重加算金額
29	減額理由
30	修正申告区分
31	更正決定理由
32	減額発生日
33	減額調定日
34	控除額
35	更正請求日
36	納通公示日
37	納通公示理由
38	異動事由
39	国保記号番号
40	軽自標識番号
41	軽自車種
42	特徴指定番号
43	介護被保険者番号
44	更正日
45	期別
46	現年・過年度区分
47	一般・随時区分
48	期別調定額
49	確定延滞金
50	課税前延滞金基準日

No	項目名
51	課税前延滞金
52	督促手数料
53	納期限
54	滞納処分名称
55	滞納処分開始日
56	滞納処分終了日
57	滞納処分備考
58	按分名称
59	期別按分額
60	特徴退職人数
61	期別履歴その他名称
62	期別履歴その他金額
63	納付書発送年度
64	納付書発送科目
65	納付書発送本税額
66	納付書発送延滞金
67	納付書発送手数料
68	納付書発送日
69	納付書種類
70	納付書発送MPN確認番号
71	納付書OCR番号
72	納付書発送コンビニバーコード番号
73	納付書発送按分額
74	繰越年度
75	繰越調定額
76	繰越按分額
77	軽自口座領収発送日
78	口座振替宛名番号
79	口座振替請求額
80	口座振替不能事由
81	催告発送日
82	督促発送日
83	督促金額
84	督促公示送達日
85	督促公示理由
86	消込アンマッチ名称
87	領収書登録方法
88	領収書種類
89	納付区分
90	納付歳入出年度
91	納付歳入出区分
92	速報本税額
93	速報延滞金
94	速報手数料
95	領収日時
96	会計日(確報日)
97	コンビニ名称
98	コンビニ店舗
99	CVS消込バーコード
100	CVS自治体コード

No	項目名
101	CVS調定年度
102	CVS賦課年度
103	CVS科目コード
104	CVS通知書番号
105	CVS期別
106	CVS消込納付額
107	CVS消込本税額
108	CVS消込延滞金
109	CVS消込手数料
110	MPN消込チャネル
111	MPN消込金融機関
112	MPN消込支店
113	MPN法人宛名番号
114	MPN宛名番号
115	MPN申告区分
116	MPN事業年度開始
117	MPN事業年度終了
118	MPN消込本税額
119	MPN消込延滞金
120	MPN消込納付方式
121	MPNクレジットカード番号
122	MPNクレジット会社番号
123	OCR分冊番号
124	OCR納付書発送年度
125	OCR領収書歳入年度
126	OCR領収書領収日
127	OCR自治体コード
128	OCR調定年度
129	OCR賦課年度
130	OCR科目コード
131	OCR期別
132	OCR事業年度開始
133	OCR事業年度終了
134	OCR領収書本税額
135	OCR領収書延滞金
136	OCR領収書手数料
137	OCR領収書按分額
138	OCR読込連番
139	領収日
140	会計日
141	会計受入年度
142	払込金融機関
143	払込支店
144	納付本税額
145	納付延滞金額
146	納付督促手数料
147	納付按分本税額
148	還付年度
149	還付通知番号
150	過誤納還付通知番号

No	項目名
151	過誤納発生日
152	過誤納解消日時
153	支払開始日
154	還付確定日
155	還付通知発送日
156	充当確定日
157	還付時効日
158	還付支払日
159	還付会計日
160	還付加算金起算日
161	還付加算金決定日
162	還付充当歳入出年度
163	還付充当歳入出区分
164	還付充当(振込先)金融機関名称
165	還付充当(振込先)支店名称
166	還付充当(振込先)口座種別
167	還付充当(振込先)口座番号
168	還付充当(振込先)口座名義人
169	還付充当(送付先)郵便番号
170	還付充当(送付先)住所
171	還付充当(送付先)氏名
172	還付充当義務者氏名
173	還付充当特徴個人宛名番号
174	還付充当過誤納理由
175	還付充当正当額本税額
176	還付充当正当額延滞金
177	還付充当正当額手数料
178	還付充当納付額本税額
179	還付充当納付額延滞金
180	還付充当納付額手数料
181	還付本税額
182	還付延滞金
183	還付手数料
184	還付加算金
185	還付按分本税額
186	充当本税額
187	充当延滞金
188	充当手数料
189	充当先通知書番号
190	充当先期別
191	充当先未納本税額
192	充当先未納延滞金
193	充当先未納手数料
194	充当先納付本税額
195	充当先納付延滞金
196	充当先納付手数料
197	充当按分本税額
198	充当先按分本税額

ファイル名	滞納整理ファイル
-------	----------

No	項目名
1	滞納個人番号
2	内部宛名番号
3	担当者
4	特記事項
5	訪問区分
6	分類コード
7	関連者内部宛名番号
8	関連者続柄
9	所在地情報 調査日
10	所在地情報 氏名カナ
11	所在地情報 氏名
12	所在地情報 住所
13	所在地情報 所在調査コード
14	所在地情報 備考
15	勤務先情報 調査日
16	勤務先情報 名称
17	勤務先情報 住所
18	勤務先情報 電話番号
19	勤務先情報 内線番号
20	勤務先情報 指定番号
21	勤務先情報 受給者番号
22	勤務先情報 勤務状況区分
23	勤務先情報 備考
24	勤務先情報 内部宛名番号
25	生活保護情報 開始日
26	生活保護情報 終了日
27	生活保護情報 理由
28	調査登記簿情報 種別
29	調査登記簿情報 調査対象住所
30	調査登記簿情報 家屋番号
31	調査登記簿情報 土地枚数
32	調査登記簿情報 家屋枚数
33	経過記録情報 担当者
34	経過記録情報 経過記録日
35	経過記録情報 経過記録時間
36	経過記録情報 相手
37	経過記録情報 内容
38	経過記録情報 場所
39	経過記録情報 催告金額
40	経過記録情報 催告期限
41	経過記録情報 納付額
42	経過記録情報 経過記録内容
43	経過明細情報 調定年度
44	経過明細情報 賦課年度
45	経過明細情報 税目
46	経過明細情報 自治体コード
47	経過明細情報 表示通知書番号
48	経過明細情報 表示期別
49	経過明細情報 納期限日
50	経過明細情報 法定納期限等
51	経過明細情報 納付額
52	経過明細情報 延滞金
53	経過明細情報 督促手数料
54	経過明細情報 領収書番号
55	経過明細情報 現年滞繰越区分

No	項目名
56	経過明細情報 関連者内部宛名番号
57	経過明細情報 関連者元内部宛名番号
58	調査結果情報 預金 調査日
59	調査結果情報 預金 回答日
60	調査結果情報 預金 金融機関
61	調査結果情報 預金 預金種別
62	調査結果情報 預金 満期日
63	調査結果情報 預金 口座番号
64	調査結果情報 預金 口座名義人カナ
65	調査結果情報 預金 預金残高
66	調査結果情報 預金 最終取引日
67	調査結果情報 預金 備考
68	調査結果情報 収入 調査日
69	調査結果情報 収入 回答日
70	調査結果情報 収入 収入種類
71	調査結果情報 収入 調査先
72	調査結果情報 収入 備考
73	調査結果情報 収入 第三債務者住所
74	調査結果情報 収入 第三債務者名称
75	調査結果情報 収入 第三債務者電話番号
76	調査結果情報 収入 内容
77	調査結果情報 保険 調査日
78	調査結果情報 保険 回答日
79	調査結果情報 保険 契約日
80	調査結果情報 保険 満期日
81	調査結果情報 保険 保険会社
82	調査結果情報 保険 保険種類
83	調査結果情報 保険 証券番号
84	調査結果情報 保険 保険料額
85	調査結果情報 保険 解約返戻金
86	調査結果情報 保険 契約者
87	調査結果情報 保険 被保険者
88	調査結果情報 保険 受取人
89	調査結果情報 保険 取扱金融機関
90	調査結果情報 保険 口座番号
91	調査結果情報 保険 口座名義人カナ
92	調査結果情報 保険 備考
93	調査結果情報 債権他 調査日
94	調査結果情報 債権他 回答日
95	調査結果情報 債権他 債権種類
96	調査結果情報 債権他 内容
97	調査結果情報 債権他 金額
98	調査結果情報 債権他 備考
99	調査結果情報 債権他 第三債務者住所
100	調査結果情報 債権他 第三債務者名称
101	調査結果情報 債権他 第三債務者電話番号
102	調査結果情報 不動産 調査日
103	調査結果情報 不動産 回答日
104	調査結果情報 不動産 財産種類
105	調査結果情報 不動産 内容
106	調査結果情報 不動産 備考
107	調査結果情報 動産 調査日
108	調査結果情報 動産 回答日
109	調査結果情報 動産 動産種類
110	調査結果情報 動産 内容

No	項目名
111	調査結果情報 動産_金額
112	調査結果情報 動産_備考
113	調査結果情報 動産_第三債務者住所
114	調査結果情報 動産_第三債務者名称
115	調査結果情報 動産_第三債務者電話番号
116	調査結果情報 車_調査日
117	調査結果情報 車_回答日
118	調査結果情報 車_自動車登録番号
119	調査結果情報 車_車名
120	調査結果情報 車_型式(年式)
121	調査結果情報 車_車台番号
122	調査結果情報 車_原動機の種類
123	調査結果情報 車_使用の本拠位置
124	調査結果情報 車_備考
125	調査結果情報 無体財産権_調査日
126	調査結果情報 無体財産権_回答日
127	調査結果情報 無体財産権_無体財産種類
128	調査結果情報 無体財産権_内容
129	調査結果情報 無体財産権_金額
130	調査結果情報 無体財産権_備考
131	調査結果情報 無体財産権_第三債務者住所
132	調査結果情報 無体財産権_第三債務者名称
133	調査結果情報 無体財産権_第三債務者電話番号
134	調査結果情報 電話加入権_調査日
135	調査結果情報 電話加入権_回答日
136	調査結果情報 電話加入権_電話番号
137	調査結果情報 電話加入権_NTT受付番号
138	調査結果情報 電話加入権_NTT受付日
139	調査結果情報 電話加入権_設置場所
140	調査結果情報 電話加入権_登録住所
141	調査結果情報 電話加入権_備考
142	調査結果情報 決算書_調査日
143	調査結果情報 決算書_年月度
144	調査結果情報 決算書_合計金額
145	調査結果情報 決算書_貸借対照表
146	調査結果情報 決算書_損益計算書
147	調査結果情報 決算書_受取手形内訳書
148	調査結果情報 決算書_売掛金内訳書
149	調査結果情報 決算書_借入金及び支払利子の内訳書
150	調査結果情報 決算書_損益計算書(青色)
151	調査結果情報 決算書_月別売上・仕入金額(青色)
152	調査結果情報 決算書_給与賃金の内訳(青色)
153	調査結果情報 決算書_減価償却費の計算(青色)
154	調査結果情報 決算書_貸借対照表(青色)
155	調査結果情報 決算書_不動産所得の収入の内訳(青色)
156	調査結果情報 決算書_その他の内訳書
157	処分予定財産情報 財産分類
158	処分予定財産情報 財産表示番号
159	処分予定財産情報 調査日
160	処分予定財産情報 履行期限(債権のみ使用)
161	処分予定財産情報 満期日(債権のみ使用)
162	処分予定財産情報 執行予定日
163	処分予定財産情報 未確定予定
164	処分予定財産情報 担当者
165	処分予定財産情報 財産内容
166	処分予定財産情報 備考

No	項目名
167	処分予定財産情報 宛先(債権用)
168	処分予定財産情報 第三債務者_氏名(名称)
169	処分予定財産情報 第三債務者_住所
170	処分予定財産情報 第三債務者_送付先氏名(名称)
171	処分予定財産情報 第三債務者_送付先住所
172	処分予定財産情報 権利者_権利者種別
173	処分予定財産情報 権利者_設定日
174	処分予定財産情報 権利者_解除日
175	処分予定財産情報 権利者_残債調査日
176	処分予定財産情報 権利者_当初設定額
177	処分予定財産情報 権利者_残債権額
178	処分予定財産情報 権利者_取扱店
179	処分予定財産情報 権利者_職名
180	処分予定財産情報 権利者_権利者氏名(名称)
181	処分予定財産情報 権利者_権利者住所
182	処分予定財産情報 権利者_代理人職名
183	処分予定財産情報 権利者_代理人氏名(名称)
184	処分予定財産情報 権利者_代理人住所
185	処分予定財産情報 権利者_債務者氏名(名称)
186	処分予定財産情報 権利者_債務者住所
187	処分予定財産情報 権利者_備考
188	債務の承認情報 承認日
189	債務の承認情報 備考
190	債務の承認明細情報 調定年度
191	債務の承認明細情報 賦課年度
192	債務の承認明細情報 税目
193	債務の承認明細情報 自治体コード
194	債務の承認明細情報 表示通知書番号
195	債務の承認明細情報 表示期別
196	債務の承認明細情報 納期限日
197	債務の承認明細情報 法定納期限等
198	債務の承認明細情報 期別税額
199	債務の承認明細情報 納付額
200	債務の承認明細情報 延滞金
201	債務の承認明細情報 延滞金納付額
202	債務の承認明細情報 督促手数料
203	債務の承認明細情報 関連者内部宛名番号
204	債務の承認明細情報 二次納元内部宛名番号
205	債務の承認明細情報 二次納処分連番
206	時効延長情報 開始日
207	時効延長情報 終了日
208	時効延長情報 事由
209	時効延長情報 備考
210	時効延長明細情報 調定年度
211	時効延長明細情報 賦課年度
212	時効延長明細情報 税目
213	時効延長明細情報 自治体コード
214	時効延長明細情報 表示通知書番号
215	時効延長明細情報 表示期別
216	時効延長明細情報 納期限日
217	時効延長明細情報 法定納期限等
218	時効延長明細情報 期別税額
219	時効延長明細情報 納付額
220	時効延長明細情報 延滞金
221	時効延長明細情報 延滞金納付額
222	時効延長明細情報 督促手数料

No	項目名
223	時効延長明細情報 関連者内部宛名番号
224	時効延長明細情報 二次納元内部宛名番号
225	時効延長明細情報 二次納処分連番
226	搜索情報 表示管理番号
227	搜索情報 年度
228	搜索情報 担当者
229	搜索情報 起案日
230	搜索情報 時効中断日
231	搜索情報 延滞金計算日
232	搜索情報 搜索日
233	搜索情報 搜索開始時間
234	搜索情報 搜索終了時間
235	搜索情報 搜索場所
236	搜索情報 搜索第三者
237	搜索情報 搜索立会人
238	搜索情報 備考
239	搜索情報 登録日
240	搜索情報 義務者氏名(名称)
241	搜索情報 義務者氏名(名称)カナ
242	搜索情報 義務者住所
243	搜索明細情報 調定年度
244	搜索明細情報 賦課年度
245	搜索明細情報 税目
246	搜索明細情報 自治体コード
247	搜索明細情報 表示通知書番号
248	搜索明細情報 表示期別
249	搜索明細情報 納期限日
250	搜索明細情報 法定納期限等
251	搜索明細情報 期別税額
252	搜索明細情報 納付額
253	搜索明細情報 延滞金
254	搜索明細情報 延滞金納付額
255	搜索明細情報 督促手数料
256	搜索明細情報 関連者宛名連番
257	搜索明細情報 二次納元内部宛名番号
258	搜索明細情報 二次納処分連番
259	猶予情報 表示管理番号
260	猶予情報 担当者
261	猶予情報 起案日
262	猶予情報 申請日
263	猶予情報 許可日
264	猶予情報 不許可日
265	猶予情報 不許可理由
266	猶予情報 延長申請日
267	猶予情報 猶予要件区分
268	猶予情報 猶予区分
269	猶予情報 減免区分
270	猶予情報 猶予期間開始日
271	猶予情報 猶予期間終了日
272	猶予情報 延滞金計算日
273	猶予情報 猶予許可理由
274	猶予情報 取消日
275	猶予情報 取消理由
276	猶予情報 義務者氏名(名称)
277	猶予情報 義務者氏名(名称)カナ

No	項目名
278	猶予情報 義務者住所
279	猶予情報 猶予担保内容
280	猶予明細情報 調定年度
281	猶予明細情報 賦課年度
282	猶予明細情報 税目
283	猶予明細情報 自治体コード
284	猶予明細情報 表示通知書番号
285	猶予明細情報 表示期別
286	猶予明細情報 納期限日
287	猶予明細情報 法定納期限等
288	猶予明細情報 期別税額
289	猶予明細情報 納付額
290	猶予明細情報 延滞金
291	猶予明細情報 延滞金納付額
292	猶予明細情報 督促手数料
293	猶予明細情報 関連者宛名連番
294	猶予明細情報 二次納元内部宛名番号
295	猶予明細情報 二次納処分連番
296	分納情報 管理表示番号
297	分納情報 担当者
298	分納情報 届出日
299	分納情報 理由
300	分納情報 誓約日
301	分納情報 納付開始日
302	分納情報 期間自
303	分納情報 期間至
304	分納情報 支払日
305	分納情報 分納金額
306	分納情報 分納回数
307	分納情報 分納解除日
308	分納情報 分納解除理由
309	分納情報 解除不履行コメント
310	分納情報 不履行対応日
311	分納情報 不履行対応種類
312	分納情報 承認フラグ
313	分納情報 納付方法
314	分納情報 内入金額
315	分納情報 加算金開始年月
316	分納情報 加算金額
317	分納明細情報 調定年度
318	分納明細情報 賦課年度
319	分納明細情報 税目
320	分納明細情報 自治体コード
321	分納明細情報 表示通知書番号
322	分納明細情報 表示期別
323	分納明細情報 納期限日
324	分納明細情報 法定納期限等
325	分納明細情報 期別税額
326	分納明細情報 納付額
327	分納明細情報 延滞金
328	分納明細情報 延滞金納付額
329	分納明細情報 督促手数料未納額
330	分納明細情報 関連者内部宛名番号
331	分納明細情報 二次納元内部宛名番号
332	分納明細情報 二次納処分連番

No	項目名
333	分納計画情報 納付書発行日
334	分納計画情報 納付予定日・支払期日
335	分納計画情報 調定年度
336	分納計画情報 賦課年度
337	分納計画情報 税目
338	分納計画情報 自治体コード
339	分納計画情報 表示通知書番号
340	分納計画情報 表示期別
341	分納計画情報 納期限日
342	分納計画情報 計画税額
343	分納計画情報 計画延滞金
344	分納計画情報 計画手数料
345	受託情報 管理表示番号
346	受託情報 担当者
347	受託情報 届出日
348	受託情報 理由
349	受託情報 受託日
350	受託情報 納付開始日
351	受託情報 期間自
352	受託情報 期間至
353	受託情報 支払日
354	受託情報 分納金額
355	受託情報 分納回数
356	受託情報 受託解除日
357	受託情報 受託解除理由
358	受託情報 解除不履行コメント
359	受託情報 不履行対応日
360	受託情報 不履行対応種類
361	受託情報 承認フラグ
362	受託情報 納付方法
363	受託情報 内入金額
364	受託情報 振出日
365	受託情報 証券種別
366	受託情報 証券番号(初期値)
367	受託情報 取立費用
368	受託情報 支払場所
369	受託情報 支払人
370	受託情報 振出人住所
371	受託情報 振出人氏名
372	受託明細情報 調定年度
373	受託明細情報 賦課年度
374	受託明細情報 税目
375	受託明細情報 自治体コード
376	受託明細情報 表示通知書番号
377	受託明細情報 表示期別
378	受託明細情報 納期限日
379	受託明細情報 法定納期限等
380	受託明細情報 期別税額
381	受託明細情報 納付額
382	受託明細情報 延滞金
383	受託明細情報 延滞金納付額
384	受託明細情報 督促手数料未納額
385	受託明細情報 関連者内部宛名番号
386	受託明細情報 二次納元内部宛名番号
387	受託明細情報 二次納処分連番

No	項目名
388	受託計画情報 納付書発行日
389	受託計画情報 支払期日
390	受託計画情報 調定年度
391	受託計画情報 賦課年度
392	受託計画情報 税目
393	受託計画情報 自治体コード
394	受託計画情報 表示通知書番号
395	受託計画情報 表示期別
396	受託計画情報 納期限日
397	受託計画情報 計画税額
398	受託計画情報 計画延滞金
399	受託計画情報 計画手数料
400	受託計画情報 証券番号
401	受託証券情報 支払期日
402	受託証券情報 支払日
403	受託証券情報 証券種別
404	受託証券情報 証券番号
405	受託証券情報 証券枚数
406	受託証券情報 証券額面金額
407	受託予定情報 分納回
408	受託予定情報 納付予定日
409	受託予定情報 証券番号
410	受託予定情報 証券情報番号
411	受託予定情報 額面金額
412	処分情報 処分表示番号
413	処分情報 管理表示番号
414	処分情報 処分年度
415	処分情報 処分種類
416	処分情報 財産分類
417	処分情報 担当者
418	処分情報 コメント
419	処分情報 起案日
420	処分情報 時効中断日
421	処分情報 受付日
422	処分情報 受付番号
423	処分情報 延滞金計算日
424	処分情報 滞納処分費
425	処分情報 調書作成場所
426	処分情報 登記法務局
427	処分情報 執行機関
428	処分情報 職名
429	処分情報 執行機関差押日
430	処分情報 執行機関解除日
431	処分情報 事件内容
432	処分情報 事件年度
433	処分情報 事件番号
434	処分情報 その他事件番号
435	処分情報 該当法
436	処分情報 破産手続開始日
437	処分情報 取立請求した日
438	処分情報 組合持分予告日
439	処分情報 求意見書印刷日
440	処分情報 解除日
441	処分情報 処分解除理由
442	処分明細情報 調定年度

No	項目名
443	処分明細情報 賦課年度
444	処分明細情報 税目
445	処分明細情報 自治体コード
446	処分明細情報 表示通知書番号
447	処分明細情報 表示期別
448	処分明細情報 納期限日
449	処分明細情報 法定納期限等
450	処分明細情報 期別税額
451	処分明細情報 納付額
452	処分明細情報 延滞金
453	処分明細情報 延滞金納付額
454	処分明細情報 督促手数料
455	処分明細情報 関連者内部宛名番号
456	処分明細情報 二次納内部宛名番号
457	処分明細情報 二次納処分連番
458	処分財産情報 財産種類
459	処分財産情報 財産表示番号
460	処分財産情報 履行期限(債権のみ使用)
461	処分財産情報 満期日(債権のみ使用)
462	処分財産情報 一部解除日
463	処分財産情報 一部解除理由
464	処分財産情報 財産内容
465	処分財産情報 権利者_種別
466	処分財産情報 権利者_設定日
467	処分財産情報 権利者_解除日
468	処分財産情報 権利者_残債調査日
469	処分財産情報 権利者_当初設定額
470	処分財産情報 権利者_残債権額
471	処分財産情報 権利者_権利者取扱店
472	処分財産情報 権利者_権利者職名
473	処分財産情報 権利者_権利者氏名(名称)
474	処分財産情報 権利者_権利者住所
475	処分財産情報 権利者_代理人職名
476	処分財産情報 権利者_代理人氏名(名称)
477	処分財産情報 権利者_代理人住所
478	処分財産情報 権利者_債務者氏名(名称)
479	処分財産情報 権利者_債務者住所
480	処分財産情報 権利者_備考
481	現在額申立情報 代金納付日
482	現在額申立情報 申立日
483	現在額申立情報 執行機関
484	現在額申立情報 担当官
485	現在額申立情報 担当官名称
486	現在額申立情報 担当官肩書
487	現在額申立明細情報 調定年度
488	現在額申立明細情報 賦課年度
489	現在額申立明細情報 税目
490	現在額申立明細情報 自治体コード
491	現在額申立明細情報 表示通知書番号
492	現在額申立明細情報 表示期別
493	現在額申立明細情報 納期限日
494	現在額申立明細情報 法定納期限等
495	現在額申立明細情報 期別税額
496	現在額申立明細情報 納付額
497	現在額申立明細情報 延滞金

No	項目名
498	現在額申立明細情報 延滞金納付額
499	現在額申立明細情報 督促手数料未納額
500	現在額申立明細情報 破産債権(優先)延滞金
501	現在額申立明細情報 破産債権(劣後)延滞金
502	現在額申立明細情報 関連者宛名連番
503	現在額申立明細情報 処分表示連番
504	現在額申立明細情報 執行日(交付要求日)
505	現在額申立明細情報 該当法
506	配当情報 管理表示番号
507	配当情報 配当場所
508	配当情報 受入日(取立日)
509	配当情報 配当時間
510	配当情報 配当計算書作成日
511	配当情報 種目
512	配当情報 換価代金交付期日
513	配当情報 換価代金
514	配当情報 配当順位
515	配当情報 延滞金計算日
516	配当情報 残余金交付先
517	配当情報 滞納処分費名称
518	配当情報 滞納処分費
519	配当情報 残余金
520	配当明細情報 調定年度
521	配当明細情報 賦課年度
522	配当明細情報 税目
523	配当明細情報 自治体コード
524	配当明細情報 表示通知書番号
525	配当明細情報 表示期別
526	配当明細情報 納期限日
527	配当明細情報 法定納期限等
528	配当明細情報 期別税額
529	配当明細情報 納付額
530	配当明細情報 延滞金
531	配当明細情報 延滞金納付額
532	配当明細情報 督促手数料未納額
533	配当明細情報 関連者宛名連番
534	配当明細情報 本税未納額(配当用)
535	配当明細情報 延滞金未納額(配当用)
536	配当明細情報 督促料未納額(配当用)
537	配当明細情報 本税配当額
538	配当明細情報 延滞金配当額
539	配当明細情報 督促料配当額
540	配当財産情報 財産種類
541	配当財産情報 履行期限(債権のみ使用)
542	配当財産情報 満期日(債権のみ使用)
543	配当財産情報 財産内容
544	配当財産情報 権利者_権利者種別
545	配当財産情報 権利者_設定日
546	配当財産情報 権利者_解除日
547	配当財産情報 権利者_残債調査日
548	配当財産情報 権利者_当初設定額
549	配当財産情報 権利者_残債権額
550	配当財産情報 権利者_権利者取扱店
551	配当財産情報 権利者_権利者職名
552	配当財産情報 権利者_権利者氏名(名称)

No	項目名
553	配当財産情報 権利者_権利者住所
554	配当財産情報 権利者_代理人職名
555	配当財産情報 権利者_代理人氏名(名称)
556	配当財産情報 権利者_代理人住所
557	配当財産情報 権利者_債務者氏名(名称)
558	配当財産情報 権利者_債務者住所
559	配当財産情報 権利者_備考
560	配当財産情報 権利者_配当順位
561	配当財産情報 権利者_配当額
562	繰上徴収情報 管理表示番号
563	繰上徴収情報 年度
564	繰上徴収情報 担当者
565	繰上徴収情報 判定基準日
566	繰上徴収情報 繰上徴収日
567	繰上徴収情報 繰上徴収時間
568	繰上徴収情報 繰上徴収理由
569	繰上徴収情報 義務者氏名(名称)
570	繰上徴収情報 義務者氏名(名称)カナ
571	繰上徴収情報 義務者住所
572	繰上徴収明細情報 調定年度
573	繰上徴収明細情報 賦課年度
574	繰上徴収明細情報 税目
575	繰上徴収明細情報 自治体コード
576	繰上徴収明細情報 表示通知書番号
577	繰上徴収明細情報 表示期別
578	繰上徴収明細情報 変更前納期限
579	繰上徴収明細情報 変更後納期限
580	繰上徴収明細情報 法定納期限等
581	繰上徴収明細情報 期別税額
582	繰上徴収明細情報 納付額
583	繰上徴収明細情報 関連者宛名連番
584	延滞金減免情報 管理表示番号
585	延滞金減免情報 年度
586	延滞金減免情報 担当者
587	延滞金減免情報 起案日
588	延滞金減免情報 理由
589	延滞金減免情報 決裁日
590	延滞金減免情報 期間開始日
591	延滞金減免情報 期間終了日
592	延滞金減免情報 延滞金計算日
593	延滞金減免情報 備考
594	延滞金減免情報 延滞金区分
595	延滞金減免情報 義務者氏名(名称)
596	延滞金減免情報 義務者氏名(名称)カナ
597	延滞金減免情報 義務者住所
598	延滞金減免明細情報 調定年度
599	延滞金減免明細情報 賦課年度
600	延滞金減免明細情報 税目
601	延滞金減免明細情報 自治体コード
602	延滞金減免明細情報 表示通知書番号
603	延滞金減免明細情報 表示期別
604	延滞金減免明細情報 納期限日
605	延滞金減免明細情報 法定納期限等
606	延滞金減免明細情報 期別税額
607	延滞金減免明細情報 納付額

No	項目名
608	延滞金減免明細情報 延滞金
609	延滞金減免明細情報 延滞金納付額
610	延滞金減免明細情報 督促手数料
611	延滞金減免明細情報 関連者宛名連番
612	延滞金減免財産情報 財産種類
613	延滞金減免財産情報 財産表示番号
614	延滞金減免財産情報 財産内容
615	執行停止情報 表示管理番号
616	執行停止情報 停止欠損年度
617	執行停止情報 担当者
618	執行停止情報 起案日
619	執行停止情報 決裁日
620	執行停止情報 該当事項
621	執行停止情報 即時区分
622	執行停止情報 処分状況
623	執行停止情報 資産状況
624	執行停止情報 滞納原因
625	執行停止情報 その他
626	執行停止情報 停止解除理由
627	執行停止情報 停止解除日
628	執行停止情報 義務者氏名(名称)
629	執行停止情報 義務者氏名(名称)カナ
630	執行停止情報 義務者住所
631	執行停止情報 停止理由内容
632	執行停止明細情報 一部解除日
633	執行停止明細情報 調定年度
634	執行停止明細情報 賦課年度
635	執行停止明細情報 税目
636	執行停止明細情報 自治体コード
637	執行停止明細情報 表示通知書番号
638	執行停止明細情報 表示期別
639	執行停止明細情報 納期限日
640	執行停止明細情報 法定納期限等
641	執行停止明細情報 期別税額
642	執行停止明細情報 納付額
643	執行停止明細情報 延滞金
644	執行停止明細情報 延滞金納付額
645	執行停止明細情報 督促手数料
646	執行停止明細情報 関連者内部宛名番号
647	執行停止明細情報 二次納元内部宛名番号
648	執行停止明細情報 二次納処分連番
649	執行停止詳細情報 収入_継続の収入
650	執行停止詳細情報 収入_継続の収入調査日
651	執行停止詳細情報 収入_申告書
652	執行停止詳細情報 収入_申告書調査日
653	執行停止詳細情報 財産_不動産有無
654	執行停止詳細情報 財産_不動産
655	執行停止詳細情報 財産_不動産調査日
656	執行停止詳細情報 財産_預貯金
657	執行停止詳細情報 財産_預貯金調査日
658	執行停止詳細情報 財産_保険
659	執行停止詳細情報 財産_保険調査日
660	執行停止詳細情報 財産_売掛金
661	執行停止詳細情報 財産_売掛金調査日
662	執行停止詳細情報 財産_その他

No	項目名
663	執行停止詳細情報 財産_その他調査日
664	執行停止詳細情報 支出_負債
665	執行停止詳細情報 支出_負債調査日
666	執行停止詳細情報 支出_公租公課
667	執行停止詳細情報 支出_公租公課調査日
668	執行停止詳細情報 現地調査_現地状況
669	執行停止詳細情報 現地調査_現地状況調査日
670	執行停止詳細情報 現地調査_自動車
671	執行停止詳細情報 現地調査_自動車調査日
672	執行停止詳細情報 現地調査_その他
673	執行停止詳細情報 現地調査_その他調査日
674	執行停止詳細情報 執行停止理由(詳細用)
675	執行停止詳細情報 職業
676	執行停止詳細情報 郵便状況 納税通知書区分
677	執行停止詳細情報 郵便状況 納税通知書日付
678	執行停止詳細情報 郵便状況 督促状区分
679	執行停止詳細情報 郵便状況 督促状日付
680	執行停止詳細情報 郵便状況 催告書区分
681	執行停止詳細情報 郵便状況 催告書日付
682	執行停止詳細情報 住所情報 住民登録区分
683	執行停止詳細情報 住所情報 職権削除日
684	執行停止詳細情報 住所情報 居住の事実区分
685	執行停止詳細情報 住所情報 現在の居住者区分
686	執行停止詳細情報 住所情報 現在の居住者
687	執行停止詳細情報 住所情報 転出時期等区分
688	執行停止詳細情報 住所情報 転出日
689	執行停止詳細情報 住所情報 転出先
690	執行停止詳細情報 財産状況 電話加入権区分
691	執行停止詳細情報 財産状況 電話加入権内容
692	執行停止詳細情報 財産状況 電話加入権価値区分
693	執行停止詳細情報 財産状況 不動産区分
694	執行停止詳細情報 財産状況 不動産内容
695	執行停止詳細情報 財産状況 不動産価値区分
696	執行停止詳細情報 財産状況 債権区分
697	執行停止詳細情報 財産状況 債権内容
698	執行停止詳細情報 財産状況 債権価値区分
699	執行停止詳細情報 財産状況 自動車区分
700	執行停止詳細情報 財産状況 自動車内容
701	執行停止詳細情報 財産状況 自動車価値区分
702	執行停止詳細情報 財産状況 遺留財産区分
703	執行停止詳細情報 財産状況 遺留財産内容
704	執行停止詳細情報 財産状況 遺留財産価値区分
705	執行停止詳細情報 財産状況 その他の財産区分
706	執行停止詳細情報 財産状況 その他の財産内容
707	執行停止詳細情報 財産状況 その他の財産価値区分
708	執行停止詳細情報 負債状況 負債の種類
709	執行停止詳細情報 負債状況 債権者
710	執行停止詳細情報 負債状況 負債額
711	執行停止詳細情報 負債状況 備考
712	執行停止詳細情報 生計状況 生活保護法区分
713	執行停止詳細情報 生計状況 生活保護開始日
714	執行停止詳細情報 生計状況 最新の合計所得額
715	執行停止詳細情報 生計状況 生活困窮区分
716	執行停止詳細情報 生計状況 収入額
717	執行停止詳細情報 生計状況 差押禁止範囲内区分

No	項目名
718	執行停止詳細情報 生計状況 本人高齢で無職区分
719	執行停止詳細情報 生計状況 本人、家族により扶養区分
720	執行停止詳細情報 生計状況 未申告のため勤務先不明区分
721	執行停止詳細情報 生計状況 家族構成
722	執行停止詳細情報 生計状況 国税徴収法第76条第1項第4号の額
723	執行停止詳細情報 生計状況 生活維持の状況
724	執行停止詳細情報 納税状況 直近の納税区分
725	執行停止詳細情報 納税状況 直近の納税日
726	執行停止詳細情報 納税状況 今後の納税見込み区分
727	執行停止詳細情報 納税状況 今後の納税見込み日
728	執行停止詳細情報 他機関状況 機関名
729	執行停止詳細情報 他機関状況 区分
730	執行停止詳細情報 他機関状況 滞納額計
731	執行停止詳細情報 他機関状況 執行停止区分
732	執行停止詳細情報 他機関状況 滞納処分区分
733	執行停止詳細情報 裁判所情報 名称
734	執行停止詳細情報 裁判所情報 区分
735	執行停止詳細情報 裁判所情報 事件番号
736	執行停止詳細情報 滞納処分状況 執行日
737	執行停止詳細情報 滞納処分状況 差押財産
738	執行停止詳細情報 滞納処分状況 公売
739	執行停止詳細情報 滞納処分状況 配当金額
740	執行停止詳細情報 滞納処分状況 備考
741	執行停止詳細情報 調査経緯 調査日
742	執行停止詳細情報 調査経緯 調査結果
743	執行停止詳細情報 理由 チェック
744	執行停止詳細情報 理由 その他内容
745	欠損情報 表示管理番号
746	欠損情報 欠損年度
747	欠損情報 担当者
748	欠損情報 起案日
749	欠損情報 決裁日
750	欠損情報 該当事項
751	欠損情報 即時区分
752	欠損情報 処分状況
753	欠損情報 資産状況
754	欠損情報 滞納原因
755	欠損情報 その他
756	欠損情報 決議内容
757	欠損情報 該当事項15-7-1区分
758	欠損情報 該当事項15-7-4区分
759	欠損情報 該当事項15-7-5区分
760	欠損情報 該当事項18-1区分
761	欠損情報 不納欠損日
762	欠損情報 義務者氏名(名称)
763	欠損情報 義務者氏名(名称)カナ
764	欠損情報 義務者住所
765	欠損情報 理由内容
766	欠損明細情報 調定年度
767	欠損明細情報 賦課年度
768	欠損明細情報 税目
769	欠損明細情報 自治体コード
770	欠損明細情報 表示通知書番号
771	欠損明細情報 表示期別
772	欠損明細情報 納期限日

No	項目名
773	欠損明細情報 法定納期限等
774	欠損明細情報 期別税額
775	欠損明細情報 納付額
776	欠損明細情報 延滞金
777	欠損明細情報 延滞金納付額
778	欠損明細情報 督促手数料
779	欠損明細情報 時効完成日
780	欠損明細情報 処分法令
781	欠損明細情報 関連者内部宛名番号
782	欠損明細情報 二次納元内部宛名番号
783	欠損明細情報 二次納処分連番
784	公売物件情報 物件番号
785	公売物件情報 物件管理番号
786	公売物件情報 公売状況
787	公売物件情報 鑑定価額
788	公売物件情報 減額率
789	公売物件情報 調整価額
790	公売物件情報 見積価額
791	公売物件情報 累積滞納処分費
792	公売物件情報 公売保証金
793	公売物件情報 取消日
794	公売物件情報 公売取消理由
795	公売物件情報 鑑定書納付期限
796	公売物件情報 鑑定書納付日
797	公売物件情報 鑑定人名称
798	公売物件情報 鑑定人住所
799	公売物件情報 買受人備考
800	公売財産情報 内部宛名番号
801	公売財産情報 処分表示番号
802	公売財産情報 処分種類
803	公売財産情報 財産分類
804	公売財産情報 過去公売の物件管理番号
805	公売財産情報 財産内容
806	公売交付要求者情報 残債権額
807	公売交付要求者情報 権利者取扱店
808	公売交付要求者情報 権利者種別
809	公売交付要求者情報 設定日
810	公売交付要求者情報 氏名
811	公売交付要求者情報 住所
812	公売交付要求者情報 備考
813	公売買受人情報 申込日
814	公売買受人情報 保証金納付日
815	公売買受人情報 入札価額
816	公売買受人情報 買受代金納付日
817	公売買受人情報 取消日
818	公売買受人情報 取消理由コード連番
819	公売買受人情報 売却決定日(次順位)
820	公売買受人情報 売却決定時間(次順位)
821	公売買受人情報 買受代金納付場所(次順位)
822	公売買受人情報 買受代金納付期限(次順位)
823	公売買受人情報 買受代金納付期限時間(次順位)
824	公売買受人情報 最高価申込者取消日
825	公売買受人情報 氏名
826	公売買受人情報 住所
827	公売買受人情報 電話番号

No	項目名
828	公売買受人情報 代理人氏名
829	公売買受人情報 代理人住所
830	公売買受人情報 代理人電話番号
831	公売買受人情報 備考
832	相続情報 被相続人_内部宛名番号
833	相続情報 被相続人_登録日
834	相続情報 被相続人_相続開始日
835	相続情報 被相続人_指定期日
836	相続情報 被相続人_被相続人本税額
837	相続情報 相続承継人_関連者続柄
838	相続情報 相続承継人_内部宛名番号
839	相続情報 相続承継人_相続按分分子
840	相続情報 相続承継人_相続按分分母
841	相続情報 相続承継人_納税義務承継額
842	相続情報 相続承継人_納付責任額
843	相続明細情報 納期限日
844	相続明細情報 調定年度
845	相続明細情報 賦課年度
846	相続明細情報 税目
847	相続明細情報 自治体コード
848	相続明細情報 表示通知書番号
849	相続明細情報 表示期別
850	相続明細情報 法定納期限等
851	相続明細情報 期別税額
852	相続明細情報 納付額
853	相続明細情報 延滞金
854	相続明細情報 延滞金納付額
855	相続明細情報 督促手数料未納額
856	承継通知情報 内部宛名番号
857	承継通知情報 登録日
858	承継通知情報 相続開始日
859	承継通知情報 指定期日
860	承継通知情報 被相続人本税額
861	承継通知情報 備考
862	承継通知情報 承継人_関連者続柄
863	承継通知情報 承継人_相続人内部宛名番号
864	承継通知情報 承継人_相続按分分子
865	承継通知情報 承継人_相続按分分母
866	承継通知情報 承継人_納税義務承継額
867	承継通知情報 承継人_納付責任額
868	承継明細情報 納期限日
869	承継明細情報 調定年度
870	承継明細情報 賦課年度
871	承継明細情報 税目
872	承継明細情報 自治体コード
873	承継明細情報 表示通知書番号
874	承継明細情報 表示期別
875	承継明細情報 法定納期限等
876	承継明細情報 期別税額
877	承継明細情報 納付額
878	承継明細情報 延滞金
879	承継明細情報 延滞金納付額
880	承継明細情報 督促手数料未納額
881	承継明細情報 関連者内部宛名番号
882	二次納情報 管理番号

No	項目名
883	二次納情報 二次納対象宛名連番
884	二次納情報 発送日(法定納期限等)
885	二次納情報 二次納理由
886	二次納情報 納付すべき額
887	二次納情報 納付責任額
888	二次納情報 根拠規定
889	二次納明細情報 納期限日
890	二次納明細情報 督促発送日
891	二次納明細情報 督促公示日
892	二次納明細情報 調定年度
893	二次納明細情報 賦課年度
894	二次納明細情報 税目
895	二次納明細情報 自治体コード
896	二次納明細情報 表示通知書番号
897	二次納明細情報 表示期別
898	二次納明細情報 法定納期限等
899	二次納明細情報 期別税額
900	二次納明細情報 納付額
901	二次納明細情報 延滞金
902	二次納明細情報 延滞金納付額
903	二次納明細情報 督促手数料未納額
904	二次納明細情報 関連者内部宛名番号
905	催告発送履歴情報 延滞金計算日
906	催告発送履歴情報 発送日
907	催告発送履歴情報 公示日
908	催告発送履歴情報 帳票種類
909	催告発送履歴情報 帳票名称
910	催告発送履歴明細情報 調定年度
911	催告発送履歴明細情報 賦課年度
912	催告発送履歴明細情報 税目
913	催告発送履歴明細情報 自治体コード
914	催告発送履歴明細情報 表示通知書番号
915	催告発送履歴明細情報 表示期別
916	催告発送履歴明細情報 催告対象本税額
917	催告発送履歴明細情報 催告対象延滞金額
918	催告発送履歴明細情報 催告対象手数料額
919	帳票発行情報 発行日
920	帳票発行情報 発行時間
921	帳票発行情報 帳票発行番号
922	帳票発行情報 発送日
923	帳票発行情報 帳票名称
924	帳票発行情報 帳票発番号
925	帳票発行情報 処分等管理番号
926	帳票発行情報 担当者
927	帳票発行情報 延滞金計算日
928	帳票発行情報 期限日
929	帳票発行情報 調査種類
930	帳票発行情報 調査照会書宛先
931	帳票発行情報 調査照会書宛先住所
932	帳票発行情報 調査照会判明日(回答日)
933	帳票発行情報 調定年度
934	帳票発行情報 賦課年度
935	帳票発行情報 税目
936	帳票発行情報 自治体コード
937	帳票発行情報 表示通知書番号

No	項目名
938	帳票発行情報 表示期別
939	帳票発行情報 本税額
940	帳票発行情報 延滞金額
941	帳票発行情報 督促手数料額
942	帳票発行情報 返戻日
943	帳票発行情報 返戻事由
944	スケジュール情報 担当者
945	スケジュール情報 所属
946	スケジュール情報 予定日
947	スケジュール情報 未確定予定
948	スケジュール情報 予定日時間
949	スケジュール情報 内部宛名番号
950	スケジュール情報 アラート日
951	スケジュール情報 内容
952	スケジュール情報 行き先
953	スケジュール情報 宛先情報
954	スケジュール情報 備考
955	継続予定情報 担当者
956	継続予定情報 所属
957	継続予定情報 内部宛名番号
958	継続予定情報 内容
959	継続予定情報 行き先
960	継続予定情報 宛先情報
961	継続予定情報 予定日
962	継続予定情報 支払日
963	継続予定情報 回数
964	継続予定情報 予定日時間
965	継続予定情報 財産区分
966	継続予定情報 備考
967	継続予定情報 登録日

構成情報	識別情報
------	------

No	項目名
1	個人番号
2	宛名番号

構成情報	連絡先等情報
------	--------

No	項目名
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人住民税賦課情報ファイル (2) 収納・滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	住民、国税庁等から情報の提供を受ける際は、基本4情報を確認し、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・届出書や申請書等は、必要な情報のみを記載する様式としている。 ・庁内連携システムから入手する際には、利用する職員を特定し、ユーザIDによる識別と生体認証を実施し、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、目的以外の入手が行われないようにする。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータル画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口においては、本人あるいは、代理人による申請書等のみを受領することとし、受領の際は必ず本人確認を行っている。 ・庁内業務システムは、ユーザIDによる識別と生体認証を実施し、認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限し、不正利用が行えない対策をとっている。 ・eLTAXから電子申告データを入手する場合は、インターネットと隔離された回線を使用し、データの改ざん及び盗聴の対策がとられている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものが明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・上記による確認が取れない場合は、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号の真正性の確認を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の入力・修正・削除を行う際は、入力対象者や入力内容に誤りの無いよう、検算等の読み合わせを行い、正確性の確保に努める。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・紙媒体については、処理が終了後、鍵がかかるロッカー又は倉庫に保管し、漏えい・紛失を防止している。 ・eLTAXの電子申告データについては、インターネットと隔離された回線を経由することにより情報漏えい・紛失を防止している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・番号利用が認められていない部署からは、個人番号が参照できないようにアクセス制御を行っている。 ・業務システムに対して、不要なアクセスができないよう利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・団体内統合宛名システムにおいては、税情報を含む各業務の情報は一切保有しない仕組みとしている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・当該事務に関係のない情報はシステム内に保持しない。 ・不要なアクセスができないよう、権限管理機能によりアクセス制御を行っている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、ユーザIDによる識別と生体認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えない対策を行っている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。		

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・業務主管課からの申請に基づき、システム管理担当者がアクセス権限の発効・失効を行う。アクセス権限と業務の対応表により、利用できる機能を制限している。 ・人事異動等によりアクセス権限に変更があった場合は、速やかに失効処理等を行う。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更、または削除している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・業務システムのアクセスログ（操作者・操作端末・日時・操作内容・照会内容等）を記録し、定期的に分析を行っている。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・アクセスログ（操作者・操作端末・日時・操作内容・照会内容等）を記録している。 ・特定個人情報を取り扱う職員全員に対して特定個人情報の適正な取り扱いに関する研修を実施している。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・権限を持った外部媒体以外は情報の取り出しができないようシステムで制限している。 ・外部媒体(USBメモリ)にデータを出力する際には、使用簿に記入し所属長の許可を受ける。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、使用後はすみやかに廃棄する。 - また、既存住基システムの画面のハードコピーを印刷する場合は、個人番号をアスタリスクに変換し印刷する仕組みとなっている。 ・外部記録媒体(USBメモリ)への出力に際しては、事前に所属長の承認を得る。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを担保するため、ISO27001等の公的機関の認証の取得状況等を確認している。また、ISO27001又はプライバシーマークを取得していることを委託先選定の要件としている。 ・委託先と特定個人情報の適正な取扱いに関する覚書を締結している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	事前申請により許可された者のみにアクセス権限を付与し、閲覧者・更新者を限定している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	アクセスログ(操作者・操作端末・日時・操作内容・照会内容等)を記録している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	第三者への特定個人情報の提供の禁止を契約書に明記している。なお、必要に応じて、特定個人情報の取扱い状況について、報告を求め、実地調査を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報を業務以外の目的に利用することを禁止している。 ・データの外部持ち出しは、暗号化した上で提供する。また、データ搬送が必要な場合には、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付ける。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	水戸市情報セキュリティポリシーに基づき、物理的に破壊又はデータ消去ソフト等を利用し、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。また、消去後は消去証明書を提出させる。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定			
規定の内容		・秘密保持義務 ・所定の場所以外への持ち出しの禁止 ・目的外利用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・情報漏えい等が発生した場合は直ちに報告すること ・当市に与えた損害について賠償責任を負うこと ・業務終了後は、特定個人情報を返却・廃棄又は消去すること ・従業員を取りまとめる責任者を任命すること ・従業員の氏名を書面で報告すること ・従業員に対し十分な監督を行うこと ・従業員に対し定期的に教育を実施すること ・安全管理措置の状況や特定個人情報の取扱い状況について、必要に応じて本市が報告を求めること ・必要に応じて本市が実地調査を行うことができること ・再委託の原則禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保			
具体的な方法		再委託を行う場合は、上記と同様の義務を再委託先にも遵守させることとする。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
安全管理措置の状況確認 ・安全管理措置の状況や特定個人情報の取扱い状況について、必要に応じて報告を求める。 実地調査 ・必要があると認めるときは、事務所等において実地調査を行う。			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録			
具体的な方法		・業務システムを利用した特定個人情報の提供・移転については、アクセスログ（操作者・操作端末・日時・操作内容・操作業務等）を記録している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール			
ルール内容及びルール遵守の確認方法		・番号法等の法令で定められた範囲でのみ特定個人情報の提供・移転を行う。 ・システム上でアクセスログを記録している。 ・庁内ファイルサーバを介してのデータの受け渡しについて、操作ログを記録している。	
その他の措置の内容		特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の適正な取り扱いについて研修を実施している。	
リスクへの対策は十分か			
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容		業務システムに対して、アクセス権限や業務ごとに利用できる機能を制限している。 システム上、番号法及び条例において認められる情報のみが提供・移転される仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か			

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	システム上、番号法及び条例において認められる情報のみが決まった相手に提供・移転される仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている ☐ 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会は権限が与えられた職員のみ利用できるよう、権限管理機能によりアクセス制御を行っている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている ☐ 十分である	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている ☐ 十分である	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている ☐ 十分である	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 情報提供・情報照会のログ(操作者・日時・操作内容等)を記録している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<水戸市における措置> ・サーバーと、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管するサーバ室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・サーバ室への入退室は許可された者のみに制限し、入退室管理簿の記入を徹底する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・書類は鍵のかかるロッカー又は倉庫に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理などの安全管理措置を講じている。	

⑥技術的対策	十分にしている <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<水戸市における措置> ・サーバはインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを設置している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・パソコンのハードディスクを暗号化し、不正に読み取りができないように対策している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②水戸市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤水戸市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦水戸市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧水戸市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
⑦バックアップ	十分にしている <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	十分にしている <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 発生なし	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし その内容 — 再発防止策の内容 —

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムで保管する特定個人情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行った上で、住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<水戸市における措置> ・保存期間を経過した情報は定期的に消去することとしている。 ・データ消去処理は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も同様とする。 ・紙文書等は、溶解または、細断処分を行う。 ・電子記録媒体は、粉碎処理、電磁気破壊、専用ソフト等によるデータ消去を行った上で廃棄する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<水戸市における措置> 各部署において、自己点検チェックリストを基に、ガイドライン等により示される必要な措置を実施できているかの点検を年に1回以上実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<水戸市における措置> 「水戸市個人情報の安全管理に関する基準」に基づき、保有個人情報の管理状況等について、定期的に監査(外部監査を含む。)を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<水戸市における措置> ・新規に特定個人情報等取扱担当者となった職員を対象に、特定個人情報の取り扱いに関する集合研修を実施している。 ・特定個人情報等取扱担当者全員を対象に、年1回以上eラーニングを活用した情報セキュリティに関する研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する水戸市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、水戸市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、水戸市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部 総務法制課 情報公開センター 電話番号 029-224-1111(内線1329)
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条1項に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	市ホームページ上に、請求手続方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法: 閲覧は無料である。ただし、写しの交付には、A3判まで1枚10円(片面) の実費が必要である。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行 っ て い る] ＜選択肢＞ 1) 行 っ て い る 2) 行 っ て い な い
個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿(市県民税基本台帳兼課税台帳、市税等収納管理ファイル)
公表場所	水戸市 総務部 総務法制課 情報公開センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市 財務部税務事務所市民税課、財務部税務事務所収税課 電話番号 029-232-9138, 029-232-9145
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	水戸市意見公募手続に関する規程に基づきパブリックコメントによる意見公募を実施する。
②実施日・期間	令和5年11月15日(水)から令和5年12月15日(金)まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年1月16日
②方法	水戸市個人情報保護運営審議会による第三者点検の実施
③結果	諮問庁からの説明、特定個人情報保護評価の指針等を踏まえて、審議をした結果、特定個人情報保護評価書は適切なものと判断された。なお、次の内容について検討し、水戸市個人情報保護運営委員会において、適宜報告するように求められた。 (1) 特定個人情報の消去の方法
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条の2,第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 27項の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち,第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第39条の2,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の5,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3,第59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) 第27の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和4年6月6日	別紙1	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14	ふるさと寄附金情報ファイル	証明書コンビニ交付システム	事後	別途,「寄付金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例)に関する事務」の評価書を作成のため修正

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月26日	2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15	証明書コンビニ交付システム	-	事後	別途、「寄付金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）に関する事務」の評価書を作成のため削除
令和6年2月26日	（別添1）事務内容 （備考）	ふるさと寄附金情報ファイルについては、システム化しておらずファイルのみの管理であるため、他のシステムとの連携は行っていない。	-	事後	別途、「寄付金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）に関する事務」の評価書を作成のため削除
令和6年2月26日	6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第39条の2,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の5,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3,第59条の4	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第39条の2,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の5,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3,第59条の4	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（個人住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	保健福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（個人住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	保健福祉部国保年金課	保健医療部国保年金課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（個人住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	保健福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月26日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	水戸市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条1項に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	個人情報の保護に関する法律の適用による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No1 移転先	保健福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No2 移転先	保健福祉部子ども課	こども部こども政策課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No3 移転先	保健福祉部保健センター	保健医療部保健予防課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No4 移転先	保健福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No5 移転先	保健福祉部国保年金課 財務部収税課	保健医療部国保年金課 財務部収税課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No7 移転先	保健福祉部国保年金課 財務部収税課	保健医療部国保年金課 財務部収税課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No9 移転先	保健福祉部子ども課	こども部こども政策課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No10 移転先	保健福祉部高齢福祉課	福祉部高齢福祉課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No11 移転先	保健福祉部子ども課	こども部こども政策課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No12 移転先	保健福祉部子ども課	こども部こども政策課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No13 移転先	保健福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No14 移転先	保健福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織の再編による変更のため重大な変更には当たらない。

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月26日	別紙2 提供先No15 移転先	保健福祉部保健センター	保健医療部地域保健課	事後	組織の再編による変更のため 重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No16 移転先	保健福祉部子ども課	こども部こども政策課 こども部子育て支援課	事後	組織の再編による変更のため 重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No17 移転先	保健福祉部国保年金課	保健医療部国保年金課	事後	組織の再編による変更のため 重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No18 移転先	保健福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織の再編による変更のため 重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No19 移転先	保健福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	組織の再編による変更のため 重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No20 移転先	保健福祉部国保年金課	保健医療部国保年金課	事後	組織の再編による変更のため 重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No21 移転先	保健福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織の再編による変更のため 重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	別紙2 提供先No22 移転先	教育委員会幼児教育課	こども部幼児保育課	事後	組織の再編による変更のため 重大な変更には当たらない。
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	共通基盤システム	共通基盤システム(庁内連携システム)	事後	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15	(追加)	システムの名称 個人住民税申告ポータル システムの機能 個人住民税について、オンラインで申告ができる機能	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16	(追加)	システムの名称 サービス検索・電子申請機能 システムの機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表第一の第16の項 「行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)」第16条	番号法第9条(利用範囲) 別表24の項 「行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)」第16条	事後	番号法の変更に伴う修正のため 重大な変更には当たらない。
	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制 限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,3 5,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65, 66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120,121の項 「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第7号)」 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第 10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第 20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23 条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条 の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2の2,第31 条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第 37条,第38条,第39条,第39条の2,第40条,第43条, 第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の5,第45 条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第 54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59 条の2の3,第59条の3,第59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) 27項の項 「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令」第20条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項 のうち,第四欄(特定個人情報)に「地方税 関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39, 42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73, 75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92, 96,98,106,108,115,124,125,129,130, 132,137,138,140,141,142,144,147,151, 152,155,156,158,160,161,163,164,165, 166,167,168,169,170,171,172,173) (情報照会の根拠) 表48の項	事後	番号法の変更に伴う修正のため 重大な変更には当たらない。
	(別添1)事務内容	①住民, 国税庁(eLTAXIによる国税連携), 給与 支払者, 年金保険者, 他自治体(回送)から申 告書等を取得し, 個人住民税システムに取り込 む。 紙で取得した申告情報については, パンチ事 業者にパンチ作業を委託し, 個人住民税システ ムに取り込む。	①住民, 国税庁(eLTAXIによる国税連携), 給与 支払者, 年金支払者, 他自治体(回送)から申 告書等を取得し, 個人住民税システムに取り込 む。 紙で取得した申告情報については, パンチ事 業者にパンチ作業を委託し, 個人住民税システ ムに取り込む。	事後	

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	■当初賦課時に入手 ・当初賦課対応時の申告情報(確定申告、年金支払報告書、給与支払報告書)について、1月～4月にかけて複数回入手。 ・当初賦課対応時の各種照会情報(医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報)について、2月～5月にかけて複数回、それ以外の月は申告時に随時入手。	■当初賦課時に入手 ・当初賦課対応時の申告情報(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)について、1月～4月にかけて複数回入手。 ・当初賦課対応時の各種照会情報(医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報)について、2月～5月にかけて複数回、それ以外の月は申告時に随時入手。 ■個別的な対応に際して入手 ・当初賦課以降の新規賦課及び税額更正に関する申告時には、申請を受けた都度、各種申告書情報を入手。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	① 各種申告書等の受付に関する事務 申告情報(申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 住基情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 生活保護・社会福祉関係情報等から非課税、減免、控除を把握する。	① 各種申告書等の受付に関する事務 申告情報(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 住基情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 生活保護・社会福祉関係情報等から非課税、減免、控除を把握する。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限), 別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令, 番号法別表	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 57件	提供を行っている 72件	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ②提供先における用途	番号法別表第二に定める事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令別表に定める事務	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ③提供する情報	番号法別表第二における住民税関係情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令別表における住民税関係情報	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における住民税関係情報に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	番号法第19条第8号に基づく主務省令における住民税関係情報に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	番号法第9条第1項別表第一に定める事務の所管課等(別紙2参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令別表に定める事務の所管課等(別紙2参照)	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ② 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	(文章追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は水戸市からの操作によって実施される。水戸市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に示たがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、水戸市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	(文章追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、データを自治体システムに移行した後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 収納・滞納整理情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ② 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 収納・滞納整理情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 収納・滞納整理情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③ 中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 収納・滞納整理情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ① 特定個人情報の消去は水戸市からの操作によって実施される。水戸市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③ 既存システムについては、水戸市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行わ れるリスク 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	(文章追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要 な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の 入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証 明書を付与することで、本人以外のなりすましを 防止する。	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行わ れるリスク 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	(文章追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民が個人住民税申告ポータル画面の誘 導に従いサービスを検索し申請フォームを選択 して必要情報を入力することとなるが、画面での 誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申 請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止す る。	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手 が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(文章追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号 付電子申請データを送信するためには、個人番 号カードの署名用電子証明書による電子署名を 付すこととなり、のちに署名検証も行われるた め、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導に おいて住民に何の手続を探し電子申請を行いた いのか理解してもらいながら操作をしていただ き、たどり着いた申請フォームが何のサービス につながるものか明示することで、住民に過剰 な負担をかけることなく電子申請を実施いただ けるよう措置を講じている。	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	(文章追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号 付電子申請データを送信するためには、個人番 号カードの署名用電子証明書による電子署名を 付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付 電子申請データを受領した地方公共団体は署 名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施す ることとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	(文章追加)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人 番号を申請フォームに自動転記を行うことに より、不正確な個人番号の入力を抑止する措置 を講じている。	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(文章追加)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体 との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた 通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が 起こらないようにしており、さらに通信自体も暗 号化している。	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザー認証の管理	(文章追加)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続 端末上で利用する必要がある職員を特定し、個 人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDと パスワードによる認証を行う。	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の発効・失効の 管理	(文章追加)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限 の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID 管理者が事務に必要な情報にアクセスでき るユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセ ス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生した タイミングで、権限を有していた職員の異動/退 職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速 やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーID を失効させる。	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	アクセスログ(操作者・操作端末・日時・操作内容・照会内容等)を記録している。	・業務システムのアクセスログ(操作者・操作端末・日時・操作内容・照会内容等)を記録し、定期的に分析を行っている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(文章追加)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(文章追加)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう系統的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑤物理的対策	(文章追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、操作場所への 入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビ ネット等への保管などの物理的対策を講じてい る。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメ モリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット 等への保管、使用管理簿による管理などの安全 管理措置を講じている。	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑥技術的対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必 要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイル ス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新 を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、 必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報 システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者 が保有・管理する環境に設置し、インターネット とは切り離された閉域ネットワーク環境に構築 する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特 定個人情報は、中間サーバー・プラットフォーム の事業者及びクラウドサービス事業者がアクセ スできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技 術を利用し、団体ごとに通信回線を分離すると ともに、通信を暗号化することで安全性を確保し ている。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際 は、中間サーバー・プラットフォームの事業者に おいて、移行するデータを暗号化した上で、イン ターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN 等の技術を利用して通信を暗号化することで データ移行を行う。	事後	自治体中間サーバー・プラット フォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑥技術的対策	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②水戸市が委託したASP(「地方公共団体情報システムズのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤水戸市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦水戸市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧水戸市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑥技術的対策	(文章追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・LWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2: 特定個人情報が古い 情報のまま保管され続けるリ スク リスクに対する措置の内容	(文章追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク	・保存期間を経過した情報は定期的に消去することとしている。 ・データ消去処理は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も同様とする。 ・紙文書等は、溶解または、細断処分を行う。 ・電子記録媒体は、粉碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する	<水戸市における措置> ・保存期間を経過した情報は定期的に消去することとしている。 ・データ消去処理は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も同様とする。 ・紙文書等は、溶解または、細断処分を行う。 ・電子記録媒体は、粉碎処理、電磁気破壊、専用ソフト等によるデータ消去を行った上で廃棄する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	ガバメントクラウド移行及びサービス検索・電子申請機能追加に伴う変更
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な方法	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(文章追加)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する水戸市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、水戸市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、水戸市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

(別紙1) 番号法第19条第8号に定める事務

提供先 NO	提出先	法令上の 根拠	提出先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に定める事務

提供先 NO	提出先	法令上の 根拠	提出先における用途
17	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
25	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
27	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
31	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に定める事務

提供先 NO	提出先	法令上の 根拠	提出先における用途
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
41	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百七条で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
45	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
47	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
49	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に定める事務

提供先 NO	提出先	法令上の 根拠	提出先における用途
50	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
52	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
54	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
56	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
57	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
61	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に定める事務

提供先 NO	提出先	法令上の 根拠	提出先における用途
63	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一〇二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
64	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
65	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
66	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
70	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
72	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二四四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める事務

提供先 NO	移転先	法令上 の根拠	移転先における用途
1	福祉部障害福祉課	9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	こども部こども政策課	10	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	保健医療部感染症対策課	14	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	福祉部生活福祉課	23	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	保健医療部国保年金課 財務部収税課	24	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都市計画部住宅課	27	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	保健医療部国保年金課 財務部収税課	44	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	都市計画部住宅課	52	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	こども部こども政策課	56	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	福祉部高齢福祉課	61	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	こども部こども政策課	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	こども部こども政策課	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	福祉部障害福祉課	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	福祉部障害福祉課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	保健医療部地域保健課	70	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	こども部こども政策課	81	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める事務

提供先 NO	移転先	法令上 の根拠	移転先における用途
17	保健医療部国保年金課	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	福祉部生活福祉課	95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	福祉部介護保険課	100	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	保健医療部国保年金課	106	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	福祉部障害福祉課	117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	こども部幼児保育課	127	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

令和7年7月7日

水戸市 総務部 市民課 御中

株式会社RSコネク

特定個人情報保護評価書第三者点検結果報告書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）では、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、国が示す「特定個人情報保護評価指針（以下「評価指針」という。）」に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止するための危険性及び影響に関する評価・点検が義務付けられている（番号法第27条、第28条）。この評価指針では評価書の初回の作成以降も定期的に見直し、必要な修正を行うことと定められている。

また、次に該当する場合、評価の再実施（外部の専門性を有する第三者の点検及び市民等への意見公募を再度行うこと）が求められている。

- 特定個人情報ファイルに対する重要な変更^{注1}に該当する変更を行う場合
- 特定個人情報の対象者数等のしきい値判断^{注2}の結果が全項目評価になった場合
- 前回の評価から概ね5年が経過した場合

水戸市（以下「市」という。）は、住民基本台帳に関する事務において「重要な変更」に該当する項目に修正が加えられたことから、評価指針に基づき特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の見直しを行なった。

株式会社RSコネク（以下「弊社」という。）は、市が見直した評価書を評価指針の第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項（以下「審査の観点」という。）」で示された内容に基づいた上で、弊社の経験から必要と思われる項目を加味し、評価・点検（以下「本点検」という。）を行った。

弊社が実施した点検概要及びその結果を次頁以降に記す。

注1：重要な変更とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうち、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として評価指針で指定した19の項目についての変更をいう。ただし、これらの項目に該当する変更であっても、誤字脱字の修正、形式的な変更、リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更に当たらない。

注2：しきい値判断とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、1. 対象人数、2. 市の取扱者数及び委託先の取扱者数、3. 重大事故の発生の有無、に基づき特定個人情報保護評価の種類を判断することをいう。

1. 本点検で確認した評価書

評価書名	主管課
住民基本台帳に関する事務	総務部 市民課

2. 本点検で確認した主なポイント

評価書の変更箇所が評価指針に基づき準拠した内容となっているか。

(詳細は、別紙 1「変更点チェック(住基事務)」に記載)

3. 本点検の実施内容

実施日程	実施内容
令和 7 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 5 月 8 日	所管課との点検計画の協議
令和 7 年 5 月 22 日	評価書の 1 回目点検 ➤ 変更点チェック表の全 21 項目の内、11 項目を経過観察とし、追加の調査と回答を求めた。
令和 7 年 5 月 22 日 ～令和 7 年 6 月 25 日	主管課による見直しと必要な対策
令和 7 年 6 月 27 日	評価書の 2 回目点検 ➤ 変更点チェック表で経過観察としていた 11 項目について対応状況を確認した。その結果、2 項目において再確認を要する事項があったため、追加の調査と回答を求めた。
令和 7 年 6 月 27 日 ～令和 7 年 6 月 30 日	主管課による見直しと必要な対策
令和 7 年 6 月 30 日	評価書の最終点検 ➤ 市が作成した評価書をレビューし、全ての項目の対策内容に問題がないことを確認した。
令和 7 年 7 月 1 日 ～令和 7 年 7 月 5 日	本報告書の作成
令和 7 年 7 月 7 日	弊社より事務局へ報告書を提出

4. 本点検の体制

株式会社 R S コネクト	
点検リーダー	安藤 崇
点検メンバー	鈴木 研太
品質管理者	鈴木 雅寿

5. 点検結果

弊社は、評価対象である「住民基本台帳に関する事務」の評価書を点検した結果、市が国へ公表するに当たり、概ね適切な内容となっていると判断した。

この結論に至るまでに、弊社は主管課と評価書の記載内容に関する意見交換を重ね、評価書の修正に関する助言及び安全管理措置の改善提言を行っている。その結果、最終的に主管課より提出された評価書が審査の観点で示す適切性及び妥当性で求める適合レベルとなった。

詳細な点検結果は、別紙に記載する。

➤ 別紙 1「変更点チェック（住基事務）」

以 上

確認事項					第三者点検			
項番	評価書の項目（大項目）	評価書の項目（小項目）	評価書の内容	質問	調書	一次判定	所見等	最終判定結果
1	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領	情報提供ネットワークシステムを利用した住民票情報（住基法第7条第4号に規定する項目）の提供は含まれないか。	情報提供ネットワークシステム上へ副本を登録する事務がある。よって、事務の内容12番目としてその旨を追記する必要がある。	経過観察	該当箇所に「⑫個人番号を利用した情報連携を国や地方公共団体と行うために、住民票に関する情報のうち番号法に定められた事項（世帯情報）について、中間サーバーへ送信する。」と記載が追加されていることを確認した。	適合
2	I 基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 既存住民基本台帳システム	②システムの機能	①住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載（住民票を作成）する機能 ②住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能 ③住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除（住民票を除票）する機能 ④住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載（住民票）を照会する機能 ⑤帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する機能 ⑥住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 ⑦住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を通じ連携する機能 ⑧法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能 ⑨戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ戸籍システムへ附票情報等を連携する機能 ⑩送付先情報の通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書、個人番号カード交付申請書等）を送付するため、市町村CSへ送付先情報を通知する機能 ⑪個人番号の生成要求・取得機能 個人番号の生成が発生した場合に、市町村CSへ番号変更を要求し、生成された番号を取得する機能 ⑫個人番号の変更機能要求・取得機能 個人番号の変更が発生した場合に、市町村CSへ番号変更を要求し、生成された番号を取得する機能 ⑬団体内統合宛名システムとの連携機能 他機関からの住民情報の提供依頼に対して、団体内統合宛名システムを通じて情報提供ネットワークシステムに当該住民情報を提供するためのデータ連携機能 ⑭証明書コンビニ交付システムとの連携 住民票の写し等の各種証明書に記載する情報をL G W A N－A S P上のデータセンターに設置する証明書コンビニ交付システムと連携する。	庁内連携システムとの連携について記載がない。	現状と別添1の図の内容に差異が生じているため、最新の業務フローと整合し、図を修正する必要がある。それに合わせて、③「庁内連携システム」の「○」及びシステム3「団体内統合宛名システム」の③「庁内連携システム」の「○」を外す必要がある。	経過観察	システム1③においては、庁内連携システムとの接続があるため「○」を付けたまわし、システム3 団体内統合宛名システムの③において、庁内連携システムの欄の「○」が削除されていることを確認した。	適合
3	I 基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 団体内統合宛名システム	②システムの機能	③個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能	個別業務システムに本人確認のために必要な情報を通知しないか。	その他の欄に具体的な記載がないため、個別業務システムを追記する必要がある。また、別添1の図へ「共通基盤システム（庁内連携システム）」との接点及びシステム5「共通基盤システム（庁内連携システム）」の②システムの機能欄にも個別業務システムとの連携がある旨を追記する必要がある。	経過観察	システム3③他のシステムとの接続の欄に「個別業務システム」が記載されていることを確認した。 また、別添1の図において、庁内連携システムと接続するかたちで個別業務システムが追加されていることを確認した。 一方、システム5 共通基盤システム（庁内連携システム）の②においては連携データを個別業務システムへ提供する旨が記載がされているが、③他のシステムとの接続では個別業務システムと明記されていない。 よって、システム5 共通基盤システム（庁内連携システム）③その他の欄に「個別業務システム」を追記する必要がある。 【2025/06/30】 システム5 共通基盤システム（庁内連携システム）③その他の欄に「個別業務システム」が記載されていることを確認した。	適合

別紙1「変更点チェック(住基事務)」

確認事項					第三者点検			
項番	評価書の項目（大項目）	評価書の項目（小項目）	評価書の内容	質問	調査	一次判定	所見等	最終判定結果
9	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （１）住民基本台帳ファイル ３．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	・住民基本台帳へ記載することで、本人からの希望及び使用目的に応じて住民票の写しに記載する。 ・機構、県、及び他市町村間での通知に使用する。 ・個人番号の管理を行う。	（他自治体と比較し）使用方法が具体的ではない。	下記の事務の内容に改める必要がある。 1 住民票の写しの交付 本人又は同一世帯の者から個人番号を記載した住民票の写しの交付請求があった場合、請求理由の確認、本人確認書類による本人確認を行い交付する。 2 住民異動事務 住民基本台帳法に基づき、住民票の記載、削除又は修正を行う。 3 転出証明書への記載 転出先市区町村に提出する転出証明書に、個人番号を記載する。転出者が個人番号カード等を持っている場合、及びマイナポータルを通じて転出届と転入予約を行った場合は、住民基本台帳ネットワークシステムに転出証明書情報を送信する。 4 住民基本台帳ネットワークシステム連携 ・本人確認情報を都道府県サーバに送信する。 ・個人番号の生成依頼、変更依頼を行う。 ・個人番号通知書や個人番号カードの送付先情報の送信を行う。 5 情報連携 番号法で定められた事務において、条例に基づき庁内関係課と情報連携を行う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて国や地方公共団体等からの情報照会があった場合、住民票情報のうち番号法で定められたものについて提供を行う。	経過観察	左記のとおりに記載が見直されていることを確認した。	適合
10	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （１）住民基本台帳ファイル ３．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法 情報の突合	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。または転出証明書より突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。	住民票の記載または変更の際して、4 情報をもとに突合を行うことはないか。	必要な突合はされているため大きな問題はないが、表記として「4 情報等をもとに突合する」旨を追記し、併せて「通知カード」の記載は削除する必要がある。	経過観察	該当の箇所において「5 情報等をもとに突合を行う」旨が追記されていることを確認した。	適合
11	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （１）住民基本台帳ファイル ６．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	「外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。」とあるが、 ①外部記録媒体は水戸市役所庁舎内で管理しているか。 ②外部記録媒体をどのような用途で使用しているか。	①外部記録媒体は課の取扱区域内で保管している。 ②e-SUITEへデータを取り込む場合に使用する。評価書上の用語と統一するため、「外部記録媒体」という表記を「フラッシュメモリ」へ修正することが望ましい。	経過観察	該当の箇所において、「外部記録媒体」という表記が「フラッシュメモリ」に修正されていることを確認した。	適合
12	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （１）住民基本台帳ファイル ６．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は水戸市からの操作によって実施される。水戸市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、水戸市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	「①特定個人情報の消去は水戸市からの操作によって実施される」とあるが、削除の手順は定まっているか。削除漏れや削除誤りが発生しないような仕組みはあるか。	機器の廃棄は、デジタル庁が廃棄する。	適合		
13	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （３）送付先情報ファイル ３．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法 情報の統計分析	送付先情報ファイルに記録される個人情報をを用いた統計分析は行わない。	人口統計など、件数の集計を行うことはあるか。	送付先情報ファイルを統計をすることはない。	適合		
14	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （３）送付先情報ファイル ６．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	＜水戸市における措置＞ ・特定個人情報が保管されているサーバは、他のサーバとは別の専用のサーバ室に設置している。 ・サーバ室の鍵はセキュリティ管理者が管理し、入退室簿を整備している。	専用のサーバ室は、入退室簿への記録以外にどのような制御を行っているか。	専用のサーバ室はICカードによる入室制御を行っている。その他の制御も含め、必要に応じて現状のサーバ室の対策方法に表記を改めることが望ましい。	経過観察	該当の箇所について「サーバ室へ入退出する権限を有することをＩＣカードで管理している。また、サーバ室及びサーバラックは常に物理鍵でも施錠している。鍵はセキュリティ管理者が管理し、入退室簿を整備している。」と表記が修正されており、入退室簿以外の対策方法についても追記されていることを確認した。	適合
15	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）住民基本台帳ファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力・修正・削除を行う際は、異動対象者や入力内容に誤りの無いよう、2人以上の担当者により、仮更新及び本更新の2重チェックを行っている。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	特定個人情報の入力・修正に際し、存在しないマイナンバーを入力した場合はエラー表示がされるような措置はあるか。	チェックジット機能により、誤ったマイナンバーを入力した際にはエラーが表示されるようになっている。	適合		
16	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）住民基本台帳ファイル ３．特定個人情報の使用	リスク２：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	—	①職員に対し、なりすまし等の不正利用に関する周知・指導を行っているか。 ②生体情報はどのように管理しているか。	顔の写真ではなく、顔を識別するための要点を記録したデータをサーバに保存している。	適合		

別紙1「変更点チェック(住基事務)」

確認事項					第三者点検			
項番	評価書の項目（大項目）	評価書の項目（小項目）	評価書の内容	質問	調書	一次判定	所見等	最終判定結果
17	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）住民基本台帳ファイル ４．特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	情報保護管理体制の確認	・委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを担保するため、ISO27001等の公的機関の認証の取得状況等を確認している。また、ISO27001又はプライバシーマークを取得していることを委託先選定の要件としている。 ・委託先と特定個人情報情報の適正な取り扱いに関する覚書を締結している。	委託業者が行った作業内容について確認しているか。	月1回の定例会を実施し、委託先の作業内容を把握している。	適合		
18	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）住民基本台帳ファイル ７．特定個人情報の保管・消去	リスク３：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	＜水戸市における措置＞ ・保存期間を経過した情報は定期的に消去することとしている。 ・データ消去処理は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も同様とする。 ・紙文書等は、溶解または、細断処分を行う。 ・電子記録媒体は、粉碎処理、電磁気破壊、専用ソフト等によるデータ消去を行った上で廃棄する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	廃棄の記録は残さないのか。	紙文書は、記録を残している。 電子データは、削除事例がないためデータは残している。また、「サービス検索・電子申請機能」から取り込んだ電子データは、LGWAN接続端末へ一時保存するが、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認している。	適合		
19	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （２）本人確認情報ファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	リスク１：目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	・特定個人情報を取り扱う職員に対し研修を実施し、特定個人情報の目的外利用が認められていないことを周知している。	研修内容を確認したい。	担当者説明会を実施している。また、統合端末の操作者に対して研修を実施している。	適合		
20	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （２）本人確認情報ファイル ３．特定個人情報の使用	リスク３：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。	操作ログの確認は実施しないのか。	毎月、ログの分析を実施している。	適合		
21	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （３）送付先情報ファイル ３．特定個人情報の使用	リスク２：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	操作履歴の確認対象に委託事業者も含まれているか。	全操作者を対象としているため、委託先もログの分析対象に含まれている。	適合		

一次判定結果		最終判定結果	
適合	10	適合	11
経過観察	11	経過観察	0
要改善	0	要改善	0
合計	21	合計	11

令和7年7月7日

水戸市 財務部 市民税課 御中

株式会社R Sコネクト

特定個人情報保護評価書第三者点検結果報告書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）では、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、国が示す「特定個人情報保護評価指針（以下「評価指針」という。）」に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止するための危険性及び影響に関する評価・点検が義務付けられている（番号法第27条、第28条）。この評価指針では評価書の初回の作成以降も定期的に見直し、必要な修正を行うことと定められている。

また、次に該当する場合、評価の再実施（外部の専門性を有する第三者の点検及び市民等への意見公募を再度行うこと）が求められている。

- 特定個人情報ファイルに対する重要な変更^{注1}に該当する変更を行う場合
- 特定個人情報の対象者数等のしきい値判断^{注2}の結果が全項目評価になった場合
- 前回の評価から概ね5年が経過した場合

水戸市（以下「市」という。）は、個人住民税に関する事務において「重要な変更」に該当する項目に修正が加えられたことから、評価指針に基づき特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の見直しを行なった。

株式会社R Sコネクト（以下「弊社」という。）は、市が見直した評価書を評価指針の第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項（以下「審査の観点」という。）」で示された内容に基づいた上で、弊社の経験から必要と思われる項目を加味し、評価・点検（以下「本点検」という。）を行った。

弊社が実施した点検概要及びその結果を次頁以降に記す。

注1：重要な変更とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうち、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として評価指針で指定した19の項目についての変更をいう。ただし、これらの項目に該当する変更であっても、誤字脱字の修正、形式的な変更、リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更に当たらない。

注2：しきい値判断とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、1. 対象人数、2. 市の取扱者数及び委託先の取扱者数、3. 重大事故の発生の有無、に基づき特定個人情報保護評価の種類を判断することをいう。

1. 本点検で確認した評価書

評価書名	主管課
個人住民税に関する事務	財務部 市民税課

2. 本点検で確認した主なポイント

評価書の変更箇所が評価指針に基づき準拠した内容となっているか。

(詳細は、別紙 1「変更点チェック（個人住民税事務）」に記載)

3. 本点検の実施内容

実施日程	実施内容
令和 7 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 5 月 8 日	所管課との点検計画の協議
令和 7 年 5 月 22 日	評価書の 1 回目点検 ➤ 変更点チェック表の全 24 項目の内、8 項目を経過観察とし、追加の調査と回答を求めた。
令和 7 年 5 月 22 日 ～令和 7 年 6 月 25 日	主管課による見直しと必要な対策
令和 7 年 6 月 27 日	評価書の 2 回目点検（最終確認） ➤ 変更点チェック表で経過観察としていた 8 項目について対応状況を確認した。その結果、全ての項目の対策内容に問題がないことを確認した。
令和 7 年 6 月 27 日 ～令和 7 年 7 月 5 日	本報告書の作成
令和 7 年 7 月 7 日	弊社より事務局へ報告書を提出

4. 本点検の体制

株式会社 R S コネクト	
点検リーダー	安藤 崇
点検メンバー	鈴木 研太
品質管理者	鈴木 雅寿

5. 点検結果

弊社は、評価対象である「個人住民税に関する事務」の評価書を点検した結果、市が国へ公表するに当たり、概ね適切な内容となっていると判断した。

この結論に至るまでに、弊社は主管課と評価書の記載内容に関する意見交換を重ね、評価書の修正に関する助言及び安全管理措置の改善提言を行っている。その結果、最終的に主管課より提出された評価書が審査の観点で示す適切性及び妥当性で求める適合レベルとなった。

詳細な点検結果は、別紙に記載する。

➤ 別紙 1「変更点チェック（個人住民税事務）」

以 上

確認事項					第三者点検			
項番	評価書の項目（大項目）	評価書の項目（小項目）	評価書の内容	質問	調書	一次判定	所見等	最終判定結果
1	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 個人住民税システム	③他のシステムとの接続	〔○〕 その他（確定申告受付システム，証明書コンビニ交付システム）	収納管理システム、滞納整理システムは含まれないか。	収納管理システム、滞納整理システムと接続しているため、その他の欄に当該2システムを追記する必要がある。	経過観察	該当の箇所において、その他の欄に収納管理システム及び滞納整理システムが追記されていることを確認した。	適合
2	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 収納管理システム	③他のシステムとの接続	〔 〕 税務システム 〔 〕 その他（ ）	個人住民税システムと接続していないのか。	税務システムに「○」を追加する必要がある。	経過観察	該当の箇所において、税務システムの欄に○が追記されていることを確認した。	適合
3	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 団体内統合宛名システム	③他のシステムとの接続	〔 〕 税務システム 〔 〕 その他（ ）	個人住民税システムと接続していないのか。	税務システムに「○」を追加する必要がある。	経過観察	システム3 滞納管理システム及びシステム4 宛名管理システムの該当の箇所において、税務システムの欄に○が追記されていることを確認した。	適合
4	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 国税連携システム	③他のシステムとの接続	〔 〕 税務システム 〔 〕 その他（ ）	個人住民税システムと接続していないのか。	別ネットワークであり、個人住民税システムとは接続していないため問題なし。	適合		
5	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15 サービス検索・電子申請機能	③他のシステムとの接続	〔 〕 その他（ ）	他のシステムと接続していないのか。	別ネットワークであり、他のシステムとは接続していないため問題なし。	適合		
6	I 基本情報 5. 個人番号の利用	法令上の根拠	番号法第9条（利用範囲）第1項 別表24の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第16条	番号法第 9 条第 4 項は含まれないのか。	次のとおり修正する必要がある。 番号法第9条（利用範囲） 第1項及び 別表24の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第16条	経過観察	該当の箇所において、「番号法第9条（利用範囲）別表24の項」と修正されていることを確認した。	適合

別紙1「変更点チェック(個人住民税事務)」

確認事項					第三者点検			
項番	評価書の項目（大項目）	評価書の項目（小項目）	評価書の内容	質問	調書	一次判定	所見等	最終判定結果
7	（別添1）事務の内容	（別添1）事務の内容		添付の図において、サービス検索・電子申請機能が記載されていない。	変更もれのため、追記する必要がある。	経過観察	別添1の図において、「サービス検索・電子申請機能」が追記されていることを確認した。	適合
8	（別添1）事務の内容	（別添1）事務の内容		添付の図において、庁内連携システムの記載がない。図内に該当するものはあるか。	図内の共通基盤システムを「共通基盤システム（庁内連携システム）」と表記を修正したうえで、宛名管理システム、各業務システム、税照会証明管理システム、口座管理システムと接続している旨を追記する必要がある。	経過観察	別添1の図の該当の箇所において、共通基盤システムの表記が「共通基盤システム（庁内連携システム）」に修正され、宛名管理システム、各業務システム、税照会証明管理システム、口座管理システムを内包するような表記に修正されていることを確認した。	適合
9	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）個人住民税賦課情報ファイル 3．特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	■当初賦課時に入手 ・当初賦課対応時の申告情報（確定申告、年金支払報告書、給与支払報告書）について、1月～4月にかけて複数回入手。 ・当初賦課対応時の各種照会情報（医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報）について、2月～5月にかけて複数回、それ以外の月は申告時に随時入手。 ■個別的な対応に際して入手 ・当初賦課以降の新規賦課及び税額更正に関する申告時には、申請を受けた都度、各種申告書情報を入力。	他自治体からの（国税連携システム（eLTAX）による）入手はないのか。	表記を見直す必要がある。 ③入手の時期・頻度と⑧使用方法の表記を合わせる。 →申告情報（申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書）	経過観察	③入手の時期・頻度と⑧使用方法において、「申告情報（確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等）」と表記が修正されていることを確認した。	適合
10	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）個人住民税賦課情報ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 基幹系業務システム運用保守業務	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	【○】専用線 【 】電子メール 【 】電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 【 】フラッシュメモリ 【 】紙 【 】その他（ ）	委託先から再委託先への特定個人情報ファイルの提供はどのような方法で行われているか。	再委託先もLGWAN接続をしており、委託先から再委託先への提供においてもLGWAN回線を利用しているため、問題なし。	適合		
11	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）個人住民税賦課情報ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 eLTAXシステム運用管理業務	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	【 】専用線 【 】電子メール 【 】電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 【 】フラッシュメモリ 【 】紙 【 】その他（ ）	どの項目にも○が付いていないが、これは正しいか。	委託先とのデータのやり取りはないため問題なし。	適合		
12	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）個人住民税賦課情報ファイル 6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	「外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。」とあるが、 ①外部記録媒体は水戸市役所庁舎内で管理しているか。 ②外部記録媒体をどのような用途で使用しているか。	①委託事業者からのデータ受け渡し用を除き、庁舎内（執務室内の鍵付きのキャビネット内）に保管している。 ②基幹系PCと庁内ネットワークPC間のデータ移行をしている。 上記の対策から、問題はない。	適合		
13	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）個人住民税賦課情報ファイル 6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	＜水戸市における措置＞ ①保存年限を経過した申告書、帳票等の紙媒体については、適宜外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 ②電子記録媒体は、粉砕処理、電磁気破壊、専用ソフト等によるデータ消去を行った上で廃棄する。	紙媒体の廃棄及びデータ消去の記録を残しているか。	廃棄の記録を残しているため、問題なし。	適合		

別紙1「変更点チェック(個人住民税事務)」

確認事項					第三者点検			
項番	評価書の項目（大項目）	評価書の項目（小項目）	評価書の内容	質問	調書	一次判定	所見等	最終判定結果
14	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （１）個人住民税賦課情報ファイル ６．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は水戸市からの操作によって実施される。水戸市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、水戸市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	「①特定個人情報の消去は水戸市からの操作によって実施される」とあるが、削除の手順は定まっているか。削除漏れや削除誤りが発生しないような仕組みはあるか。	機器の廃棄は、デジタル庁が廃棄する。	適合		
15	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （２）収納・滞納整理情報ファイル ６．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	＜水戸市における措置＞ ①保存年限を経過した申告書、帳票等の紙媒体については、適宜外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 ②電子記録媒体は、粉碎処理、電磁気破壊、専用ソフト等によるデータ消去を行った上で廃棄する。	紙媒体の廃棄及びデータ消去の記録を残しているか。	廃棄の記録を残しているため、問題なし。	適合		
16	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （２）収納・滞納整理情報ファイル ６．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は水戸市からの操作によって実施される。水戸市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、水戸市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	「①特定個人情報の消去は水戸市からの操作によって実施される」とあるが、削除の手順は定まっているか。削除漏れや削除誤りが発生しないような仕組みはあるか。	機器の廃棄は、デジタル庁が廃棄する。	適合		
17	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）個人住民税賦課情報ファイル （２）収納・滞納整理情報ファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	リスク１：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外なりすましを防止する。	マニュアルやweb上で明示・周知している内容を確認したい。	デジタル庁が示す手順に従い操作をするため、問題なし。	適合		
18	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）個人住民税賦課情報ファイル （２）収納・滞納整理情報ファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の入力・修正・削除を行う際は、入力対象者や入力内容に誤りの無いよう、検算等の読み合わせを行い、正確性の確保に努める。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	「特定個人情報の入力・修正・削除を行う際は、入力対象者や入力内容に誤りの無いよう、検算等の読み合わせを行い、正確性の確保に努める。」とあるが、読み合わせは複数人で行うのか。	入力者と確認者が個別に確認を行っているため、問題なし。	適合		
19	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）個人住民税賦課情報ファイル （２）収納・滞納整理情報ファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	リスク４：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・紙媒体については、処理が終了後、鍵がかかるロッカー又は倉庫に保管し、漏えい・紛失を防止している。 ・eLTAXの電子申告データについては、インターネットと隔離された回線を経由することにより情報漏えい・紛失を防止している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	①紙媒体について、入手時や処理中における紛失対策を講じているか。 ②窓口に設置している端末にはのぞき見防止フィルターを使用し、のぞき見による情報漏えいを防止しているか。	①未処理の文書は一時保管場所を定めて保管している。 ②のぞき見防止フィルター、衝立を設置している。 上記の対策を行なっているため、問題はない。	適合		
20	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）個人住民税賦課情報ファイル （２）収納・滞納整理情報ファイル ３．特定個人情報の使用	リスク２：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	アクセスログ（操作者・操作端末・日時・操作内容・照会内容等）を記録している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	①操作ログの確認対象は、サービス検索・電子申請機能のみか。 ②ログの確認対象に委託事業者も含まれているか。	定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認している。 評価書の記載内容を現在の運用に合わせて修正する必要がある。	経過観察	該当の箇所において、現在の運用と合うよう「業務システムのアクセスログ（操作者・操作端末・日時・操作内容・照会内容等）を記録し、定期的に分析を行っている。」と表記が修正されていることを確認した。	適合

別紙1「変更点チェック(個人住民税事務)」

確認事項					第三者点検			
項番	評価書の項目（大項目）	評価書の項目（小項目）	評価書の内容	質問	調書	一次判定	所見等	最終判定結果
21	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）個人住民税賦課情報ファイル （２）収納・滞納整理情報ファイル ３．特定個人情報の使用	リスク３：従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・アクセスログ（操作者・操作端末・日時・操作内容・照会内容等）を記録している。 ・特定個人情報を取り扱う職員全員に対して特定個人情報の適正な取り扱いに関する研修を実施している。	研修内容を確認したい。	年1回、取扱担当者全員を対象に国のe-ラーニング資料を基に研修を実施している。よって、問題はない。	適合		
22	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）個人住民税賦課情報ファイル （２）収納・滞納整理情報ファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール順守の確認方法	・特定個人情報を業務以外の目的に利用することを禁止している。 ・データの外部持ち出しは、暗号化した上で提供する。また、データ搬送が必要な場合には、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付ける。	委託先からルールの順守状況について報告を受けているか。	定例会を開催し、報告を受けている。また、パンチ入力業務は、年に一回の立入検査を行なっている。よって、問題はない。	適合		
23	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）個人住民税賦課情報ファイル （２）収納・滞納整理情報ファイル ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	リスク１：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール順守の確認方法	・番号法等の法令で定められた範囲でのみ特定個人情報の提供・移転を行う。 ・システム上でアクセスログを記録している。 ・庁内ファイルサーバを介してのデータの受け渡しについて、操作ログを記録している。	提供・移転時の承認フローなど、提供・移転に関するルールはあるか。	システムのデータ連携で完結し、人が介入しないため、アクセスログ解析をすることで、不正を検知及び防止する取り組みができています。よって、問題はない。	適合		
24	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）個人住民税賦課情報ファイル （２）収納・滞納整理情報ファイル ７．特定個人情報の保管・消去	リスク３：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	「外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い」とあるが、チェックの頻度はどれくらいか。	都度データ削除をしているため、問題なし。	適合		

一次判定結果		最終判定結果	
適合	16	適合	8
経過観察	8	経過観察	0
要改善	0	要改善	0
合計	24	合計	8

個 審 答 申 第 1 号
令和7年8月28日

水戸市長 高 橋 靖 様

水戸市個人情報保護審議会
会長

住民基本台帳に関する事務及び個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について（答申）

令和7年8月28日付けデジ諮問第1号で諮問のあったことについては、諮問庁からの説明、特定個人情報保護評価の指針等を踏まえて、本審議会において審議をした結果、本審議会は、諮問庁が行った住民基本台帳に関する事務及び個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書は適切なものと判断する。